

地代の原則なり。

元來競争は勉強を奨励し世運の進歩を助け世運の進歩は競争をして益々其勢を盛ならしめ以て互に因となり果となり世を利すること少しそせず、然れども一利一害は天下の常勢にして競争地代法の如きも其利益あると同時に亦固有の不便なしそせず、例へば茲に甲農業者ありて一區の地域を借受け大に資本を放下し其地を改良し其生産力を増加せりとせん、然るに乙某あり其利益を見て地主に至り甲の納むる所の地代より大なる地代を出して其地を借らんと云はゞ地主は其所有地より所得の多きを得んことを欲するは勿論のことなるに由り甲を排して乙に其地所を貸付んとするは人情の常なり果して然らば甲は投資の結果を無償にて他人に譲るを好まず専くとも其改良の効力を用る盡すまでは土地を保持せんことを欲し忽ち甲乙の間に競争を起し地代を増加すべし、然れども斯の如くするときは甲は改良の全利を收むること能はず改良の念慮一般に挫折せられ土地を濫用し其天然の精力を傷ふの患あり故に此不便を避くるの方法を講せざる可らず之を名けて賠償法と云ふ、其方法は例へば爰に前記の甲が其借地を乙に譲らざるを得ざる場合に於ては相當の評定法を設け甲の放下したる資本の力存するときは乙をして之を償はしむるものとす、然るときは甲に聊か資本を失ふことなく

不利な法の不競争地代

自由に土地を改良することを得べく乙も亦甲の改良の結果を奪はんと欲して安りに競争を爲さるべく、地主も亦借地人が其資本を以て土地を改良したるが爲に袖手して小作料を増加することなく、之を増加せんと欲せば其資本を償ひ然る後ち之が増加するものとせば借主に於て聊か躊躇せず土地を改良することを得べし、現に英國に於ては法律に舊借受人が土地に於下したる資本の餘力尙ほ存するものなれば新借受人之を償ふべきの規定あり、名けて「コンミュテーション、アクト」と云ふ立法の注意周到なりと云ふべし、斯の如くなれば即ち競争小作は毫も不便なく其害を避け其利を收むることを得べきや疑を容れず

第三目 年期小作法

年期小作は往々十九年の長きに涉るものあり而して其間小作料一定して動かず年限中は借受けたる土地より逐出さるゝの虞なく又其土地を改良して収穫を増加するとも小作料を増加せざるを以て安んじて事業に從事し十分に資本を放下することを得べく一見頗る便利なるが如し、然りと雖も一方より之を見れば此法にも亦不便なきを得ず例へば年限中農業者於て其事業を怠り大に収穫を減じ又は農産物の價格増加の爲め借受人に於て十分に土地を利用せざるも小作料の低廉なるが爲め實際の不便を感せし又農業を怠めざるが如きことあるも他

の農業者來りて競争を試み以て現借受人を逐出すること能はず又年期に近づき地力を盡して荒廢に歸せしむるの虞なしとせず、方今露國の小作法は普通十二ヶ年を以て一期と爲すと雖も實際小作契約は概ね一年を以て慣例と爲すを以て其結果國中到る所掠奪農業行はれざるはなくクーベン、テンツク地方及スダウロボール洲の北部の如きは最も甚だしく森林滅し河川乾涸し雨量度を失ひ廣漠たる耕地細沙を以て覆はれ農民所在に落魄し流民と化し去りし者一百萬人の多きに及ぶの實況たり、鑑みずんばある可らざるなり故に全局面より之を論すれば年期小作の方法は一國農産の發達を妨げ其供給を増加すること能はざるの不便あり、故に此法も廣く之を使用すること能はざるなり。

第四目 慣習小作法

慣習小作料の此例は國々の習慣に依りて定まる佛蘭西、伊太利の如きは此方法今日尚ほ行はる、此方法に依るときは農業者資本を土地に放下すれば此利益を地主に分たざるを得ざるを以て投資改良を妨ぐるの虞なしとせず、而して豐年に於ても凶歲に於ても等しく一定の割合を地主に拂はざゝを得ざるを以て豐年に於て穀價廉なるときは地主の收入を減じ、凶歲に於ては却て之を増加するの奇觀を呈すことなしとせず、又凶年に際しては農業者に剩す所

實に僅々たる部分に止まり非常の困難を來すべく而して農業者若し巨大の資本家にして手廣く農業を營む者なれば或は農産物の騰貴に由り損失を免がることを得べしと雖も僅々數畝の地面を借受け自ら耕す者所謂小作人の類ならしめば或は其食料をも剩さるの極に至ることなきを保せず、果して然ならば是れ頗る不公平の結果を生ずるものと謂ふべし又此方法は毎年收穫の高を定めざるを得ざるを以て彼の検見取の如き弊習を馴致し地主と借受人との間に紛議を生ずるの不幸なきを保せざるなり。

第五目 小作料は世運の進歩と共に増加す

既論の如く營業所得の歩合は世運の進歩するに従ひて減少し現銀歩合は世運の進歩と同比例を以て増加すること能はずと雖も小作料は則ち然らずして人口資本の增加其他種々の進歩に由りて常に増加す而して其増加の度最も強きは競争地代にあり抑々土地は人口資本の増加と共に増加すること能はず其供給に限りあり今生産の景況に變動なくして人口増加せば食品原料品の價格必ず騰貴せざる可らず、其價格騰貴せば農業者の利益他業の利益に超過する足以資本勞力の之に付ふ者多きを致し忽ちにして土地に對する競争を起し農業の利益が他の營業利益に超過するの高は悉皆小作料として之を地主に納めざるを得ざるに至るべし又他に

變動なくして資本増加せば其幾分は農業に向ひ土地の需用を増加すべく假令其增加悉く他業に向ふとするも他業に於て營業所得の歩合を減少すれば獨り農業のみ其所得の歩合を保つことは地主の請求を容れずして他は其資本労力を使用するも地主の請求に従ひ小作料を増加するも其得る所の利益は共に同じかるべきを以て終に地主の請求を拒むこと能はざるに至るべく例令地主より小作料の増加を請求せざるも斯の如き場合に於ては忽ち競争を惹起し小作料を増加すべきは自然の勢なり又人口増加を來さるも學術の進歩に由り或は從來耕作することを得ざりし土地に適する植物を發見し或は新規の肥料を發明し簡便なる耕作機械を發明し或は道路の開墾改良等に由り運搬の便を増す等の事あれば進歩以前には耕すも利益なかりし土地を雖も相當の利益を生ずるに至るべし隨て小作料を増すことを得べし、加ふるに實際に於ては人口資本の増加と各種の進歩改良とは相伴ふて起るを通例とし小作料に世運の進歩に従ひ頻りに増加して殆ど其停止する所を知らざるの勢あり、噫地主も亦運命の寵兒なりと云ふべきなり。

第六目 持地耕作法

持地耕作法とは農業者自から土地を所有し、自から之に資本を放下して自ら之に労力を施して耕作するものを云ふ、此場合に於ては農夫一身にて地主資本家、労力者の三資格を兼帶し小作料、營業所得、勞銀を併せて之を自己一身に收むるものとす即ち此方法に依れば資本を放下し労力を刷み收益を増加せば以て其利益を一人にて全收することを得るが故に頗る土地の生産力を増加し其便利多大なり、然りと雖も此方法に於ては到底大農の利を收むること能はず隨て新發明の有効なる機械を利用し以て労力を省略し、生産費を減少すること能はざる等 不利なしとせず又例へば自己の所有地内に池沼等あり之を放水せば良田を得べく、隣地に用、池、沼、澤等あり其の水を引きて我が所有地に灌漑せば良田を得ること甚だ容易なりと雖も隣地所有主の同意を得るに非ざれば即ち能はざるが如き不便なしつせず、大農法に於て容易に爲し得べきの改良も得て之を爲すことが能はざるの不利益、然れども此不便を避くるの方法も亦必ずしも之なきにあらず例へば一地方の自作者互に規約を結び其所有地を合併して一大區域と爲し以て相互の所有地を其持場と定め別に醸金を爲して機械を購買し之を供用せば以て大機械の利用を全ふすること亦爲し難きの業に非ざるなり而して疏水、灌漑等の改良を爲すにも互に協議し地役權、地上權の設定等其他の方法に依り持地耕作の利益を維持せん。

持し同時に大農の利を收め得ざるに非ざるなり、只吾民公其心の厚薄に由り右の如き協議を遂ぐるに難易ある耳、土地耕作は持地耕作法に依り文明的協議を以て其缺點を補ひ大農の利を收むるを以て最上策と爲す、我國の實況に於て殊に然り、事國家の經濟に關する大なるのみならず延て國民の元氣に影響すること鮮少に非ざるなり、然るに近時農家の戸數減少の傾向ありて小作の數漸やく増加す而して教育の普及は農家減少と同時に起り兩者間の關係調和を缺くものあるに似たり是れ豈に文學中毒の症に非ざらん乎正に輕々看過す可らざるの現象なり請ふ左に之を表出せん。

農家戸數の減少			
年 次	總 戶 數	農 家 戸 數	專業農家戸數
明治三十六年	八、三六四、四七〇	五、三五九、〇六五	三、七三一、三八二
同 四十一年	八、九六四、九八六	五、四〇八、三六三	三、七四七、六三三
同 四十二年	九、〇八四、七一〇	五、四〇九、四九九	三、七〇二、五五八
同 四十三年	九、〇二〇、〇二一	五、四一六、九三七	三、六九五、〇七〇
同 四十四年	九、二四五、二五三	五、四二二、一二六(比較的)	三、六八二、三四四(絕對的)

小作農の増加

年 次	自作農家戸數	小作農家戸數	自作兼小作農家戸數
明治四十一年	一、七九九、六一七	一、四九一、七三三	二、一二七、〇二三
同 四十二年	一、八〇一、四四〇	一、四九六、九九二	二、一一一、〇六七
同 四十三年	一、七七六、八七三	一、五〇〇、九五三	二、一三九、一一一
同 四十四年	一、七六四、四九七	一、五〇〇、五二七	二、一五七、一〇二

農家教育の普及

年 次	小學程度	中學程度	大學程度	高等學校程度	農事講習	合 計
明治四十一年	一一九、七六一	一八、二五二	四一七	一、三三四	五〇八、六七九	六四八、四四四
同 四十二年	一四六、九六二	二一、〇五一	四九一	一、二八四	五七〇、五三四	七四〇、三二三
同 四十三年	一七六、一一二	二四、四八一	五九一	一、五五五	六三八、六六五	八四一、四〇四
同 四四年	一八八、六二一	二六、六一四	六一四	一、六七〇	六九五、六三八	九一三、四一七

第七目 利子の釋義及其歩合

利子とは他人に屬する貨幣を借受け其報酬として一日何程若くは一ヶ月又は一ヶ年何程歩合を定めて支拂ふものを云ふ而して其歩合の多少は貸付資本の需用供給の關係に由りて定まるものとす即ち往時事業未だ發達せず資本の供給少き時代に於ては利子の歩合甚だ高かり

しと雖も世運進歩し資本の供給漸やく増加するに隨ひ利子の歩合漸次に減少せしは蔽ふ可らずの事實なり又方今と雖も百業萎靡して振はず商業沈滯の状を呈するときは貨幣の需用減じて利子低落す、之に反して事業活動し市場活潑の状を呈するときは貨幣の需用增加して利子騰貴するは皆人の知る所なり、故に利子の歩合は擅に人爲を以て之を増減し得べきものに非す、高きも之を患とせり低きも之を喜ぶを得ず一高一低自から原因の存するあり、之を低うせんと欲せば須らく其供給の増加と需用の發達とを計り以て融通の道を開くべし之を是れ爲さずして利子歩合を減少せんと欲するは岳に登りて水を待ち、南に面して北斗を見んと欲する者と何ぞ選ばん、水豈に高きに就くことを得んや、北斗豈に南に廻らんや、資本の供給裕かならざれば其價格を減ずること能はざるは論を俟たざるなり。

第八目 利子歩合の差異

利子歩合は大體に於ては貸付資本需給の關係に由り一定まるは論なしと雖も同時同場所に於ては資金放下の便否、危險の多少に由り自ら利子歩合を異にす即ち當座勘定の如きは何時にも元金を引出すを得べく又貯蓄預金は危險少きを以て利子歩合甚だ低し而して當座の如きは其素質無利子を以て相當とす又強國の公債證書の如きは殆ど危險なく加ふるに元金を得

んと欲せば之を賣却して容易に之を得べきを以て利子の歩合甚だ低し、然りと雖も信用貸の如きは慨ね高利を徵せざるを得ず又假令抵當物あるも土地家屋の如く容易に賣却し能はざる物なれば利子の歩合高きを通例とす、皆是れ資金放下の便否、危險の多少とに由り異同を生ずるものなり、其他各事業に放下する資本の利子歩合の多少を決する所の原因是營業所得の歩合を定むる原因と相類す、然れども同業若くは類似の事業に放下したる資金の利子は決して永く歩合を異にするを得ず若し一時の原因に由りて之を異にすることあらば忽ち資本家の中に競争を惹起し資本の移轉を促し久しつらして彼は相平均すべし例へば預金と公債證書との間に便利と危險とに由り自然に生すべき差違より多くの差を生じ預金利子の割合不當に高ければ公債を去りて預金に就くべし又國際に於ては英佛獨の如く略開明の度を同くし且つ國境に接するときは利子の歩合は非常の差違を生することなきも洋の東西に於けるが如く距離相遠く經濟の情況を異にするときは往々利子の歩合に大差なきを得ざるなり、然りと雖も資本の移轉は勢力の如く困難ならず、近時漸く平均の區域を擴張するの傾向あるは大勢の然らしむるものと云ふを得べし。

第五節 信 用

第一目 信用の釋義及其性質

元來信用とは人々相互の間に成立し吾人をして有償又は無償にて他人に屬する所のものを使用し得せしむる所の力なり、然るに世に信用を以て直に資本なりと論する者往々にして之あり、是れ只効驗の外形を見て深く其性質の起因を探らざるに坐するものなり、抑々資本は過去労働の結果にして未だ消費し盡さず以て將來の生産を資くるが爲め使用する處のものは既論、如し故に自他、甲乙の間に於て其形狀を異にせず、然るに信用は人と人との間に成立し甲の信する所の者乙必ずしも之を信せず又甲は乙を信すと雖も丙を信すること乙の如く厚からず丁に至りては全く之を信せざることあるべし而して既に其信用を利用して苟も他人に屬する處のものを自己の使用權内に移すときは忽ち償還の義務を生ず、由是觀之信用は資本を移轉するの力にして資本其物に非ず全く之と其素質を異にす、請ふ一例を擧げて之を辯せん。

例ば茲に一村落あり村中甲某なる者あり斧一挺を所有し、他人は之を所有せず、然るに此

斧なければ薪を採るに手を以てせざる可らずして一日の労働僅に一束の薪を得るに過ぎず、然れども甲某は斧なる利器を所有するが爲め一日に二十束の薪を得るを難しとせず、隣人乙某其利を見て一日甲に至り其斧を借用せんと請ふ、甲平常乙と相知り、其正質謹慎他人の財産を害ふが如き者に非ることを知る故に容易に其請求を聽し一束の薪を齎らすを條件とし斧を貸與す後日丙某來りて斧を借らんとす、然るに丙は精心純良なるも平常粗忽の名ありて斧を害ふの虞なきに非ざれば甲は乙に貸渡せしが如く容易に之を聽かず、十八束の薪を齎らすを以て條件と爲し纔かに之を許すべし此の如くなれば甲丙の間尙ほ斧の貸借行はるべし、然れども其使用料の高低に至りては之を乙の場合と比すれば固より同日の論に非ざるなり、然るに茲に丁某あり平素粗暴不信の名高く面は惡鬼の如く聲は割れ鐘の如き者あり彼れ來りて大聲を發して斧貸すべし斧貸すべしと呼べば誰か能く之に斧を貸す者あらん、甲は斷然丁の請求を拒絶すべし甲若し老練家なれば丁に向ひて面を和らげ必ず云はん我れ斧を君に貸すこそ甚だ容易なり、然れども我れ三十束の薪を要す君能く之を我に與へんか丁之を聞き二十束を得るの力ある斧を借り三十束の薪を甲に與ふるは是れ、得失相償はざるの業なるを以て大喝一聲我れ何ぞ此の如きの斧を欲せんや手から薪を得んのみ呴復た汝と語らんやと憤然

として去らん、然らば則ち甲丁の間信用成立せず貸借全く行はれざるなり、信用の人々相互の間に成立すること凡そ斯の如し、今金錢の貸借に於て斧を以て元金と爲し其使用爲め乙及丙が甲に與ふる處の薪を利子とせば資金貸借の關係を知る甚だ容易なるべし夫れ天信ならざれば則ち歲を成す能はず、地信ならざれば則ち草木大ならず、人信ならざれば則ち其業進むる能はざること猶ほ丁某の如し慎まんはある可らざるなり。

第二目 信用の本分

信用は人々相互の間に成立つものなれば資本の如く其所有者は他人に依らず隨意に之を使用することを得るものと全く其性質を異にする、然らば即ち信用は果して何の要用がある曰く信用は資本の移轉を司どり其効力を増加す即ち前陳の斧は甲に屬すと雖も能く之を乙若しくは丙の手に移すを得るものは是れ實に信用の力に依る即ち知る茲に貨幣を所有する者あり之を他人に貸付するは其間に信用の成立するに由る例へば國民各自に貯蓄の存するありと雖も之を在所に分散せしめば此處に十圓被處に百圓と散在し生産の帮助を爲すを得ず、然るに今之を銀行に預入せば銀行は之を營業者に貸付し又は其下形を割引し一國流動資本の基礎となるを得べし、斯の如きは是れ公衆と銀行、銀行と營業者との間に信用あるに由らずんばある可

らず、其他物品の貸借も皆其貸借者間に信用の成立するに由らざるはなし、斯の如く信用は在來の資本を一方より他方に移すを以て其本分とす。

第三目 信用の効力

信用は斯の如く資本を移轉し營業の現在と未來とを聯絡し運轉循環累劫斷えず以て其効力を増加するや實に大なり、抑々合法にして有効なる資本の移轉は其効力を増加す例へば甲が乙より地所を購入するが如し、苟くも其目的をして合法ならしめ耕地を變じて宅地と爲し、宅地を變じて學校若くは工場と爲すが如きは其土地の社會的効力を増すや論を俟たず、家屋器具等の賣買授受皆然らざるはなし故に賣買授受の圓滑を妨ぐるは其原因の如何を問はず國富の發達を促す所以の道に非して之を容易ならしむ其生産を幫助する疑を容れず、曩に例せし斧の場合の如きも信用成立せんば此斧は甲に於て毎日不斷に之を使用することなかるべし、然るに信用成立するが爲め甲の使用せざる期間と雖も乙若くは丙に於て之を使用し得るを以て大に其効用を増加し隨て生産を増加す又物品を生産し之を賣却せんと欲すと雖も現金拂を以てするときは買手に其備へなければ急に之を賣ること能はざるべし、然るに購買者をして卸賣

商若くは小賣商たらしめば其引取りたる物品を賣捌き然る後ち其代價を拂ふは容易なるべきを以て二ヶ月若くは三ヶ月の後に決算的に代價を支拂ふこと、せば賣買両者の爲め便利にして取引を増加することを得べし、生産者若くは卸賣商の如きも若し直に現金を要することあれば購買者に向ひて爲換手形を振出し又は購買者より約束手形を徵し銀行に依頼して之が割引を受るときは直に現金を得べきを以て敢て差支を生ずることなかるべし、信用の効驗凡そ此の如し其發達を圖るは即ち生産の増加を帮助するものにして其利益たる蓋し大なり。

第四目 信用の危險

信用の利益たる斯の如しと雖も元來信用は未來を期するものなるを以て其間債務者に不質の所爲若くは身代限又は不測の異變なきを期す可らずして多少の危險なきを得ず、其期日の延長に従ひ危險の度を加ふるは免れ難きの勢なり故に信用取引は成るべく短期にして債務の性質と資力とを明にするを要す蓋し債務者が假令幾千萬圓の資力を有するも性行不實にして辨済を怠る等の事あれば爲に頗る手數を要し債權者の不便となるや論を俟たず又其性質堅固なりと雖も實力の之に應するものなく所謂囊中無一物なれば又之を奈何ともすること能はざるべし、凡そ信用は事を未來に期す故に危險の之に伴ふは言を俟たず、其注意を要するや斯

の如し、夫れ春の德は風風信ならざれば即ち其花成らす、夏の德は暑暑信ならざれば即ち其物長せず、秋の德は雨雨信ならざれば即ち其穀稔らず、冬の德は寒寒信ならざれば即ち其地剛からず、然りと雖も四德必ずしも其信を保たず、慮からすんばある可からざるなり。

第五目 對人及對物信用

信用に對人と對物との別あり兩者相待て其効力を全ふす、蓋し對人とは債務者の素質資力の如何に依り之を定むるもの云ひ、對物とは其提供する處の質物若くは抵當物を以て之を判するを云ふ、往時事情單純、人質朴にして風俗厚く質物及抵當物多からざるに際しては前者大に行はれ、後世事情漸やく繁密人心浮薄に流るゝに方りては勢ひ後者の力を藉らざるを得ず而して公債證書、債券、株券等の如き便利なる質物其供給を増し登記の如き權利の保護説明の方法亦大に備はり對物信用の擴張を幫助す、然りと雖も實際に臨ては對人信用最も便なり以て大に其發達伸張を計らざる可らざるなり。

第六節 價 格

第一目 價格と市價との區別

價格とは物品と物品との交換比例を云ひ市價とは物品と貨幣との交換比例を云ふ例へば米一石は麥二石に當り麥一石は甘諸十石に當ると云ふときは米一石 麥二石の價值を有し、麥一石は甘諸十石の價值を有するの意味なり、然れども米一石は金十圓、麥一石は金五圓甘諸は金一圓なりと云ふときは右三品の價を貨幣にて算したものにして即ち市價を示すものなり。

第二目 一般價格には増減ありて昇降なし

資格は斯の如く物品と物品との交換比例なれば其昇降は何れか一方に於て其價格の増減を示さるれば見る能はざる處の現象なり例へば秋穀す米穀其供給を減すと雖麥作豊にして麥の供給大に増加せば米麥二品の交換比例は前例の如く一と二の比例を保つこと能はずして一と三若くは四の比例となるべし、然りと雖も米麥の收穫減すること年に平年作の一割に達し又は増加すること共に一割なれば此兩品の交換比例は例年と異なることなるべし、之と同様にして國中萬般の物品皆同比例を以て増減せば其資格は敢て昇降することなし、然れども右の如く萬般の物品皆同比例を以て増減するが如きは決して實地其を例見ること能はざるべし而して米穀不作なるも麥作豊熟を告げ、又は麥作凶荒なるも甘諸の豊作を見ることなしとせず

隨て年々歲々多少或物品の價格の昇降を見るは天下の常勢なり、由是觀之一般に價格を昇降すること能はざるべく其昇降するは一部分の物品の交換比例なるや疑を容れず、然りと雖も世を隔て又は國を異にして之を論すれば方今は昔日よりも物產多量にして交換力即ち購買力多く、甲國は乙國よりも物產富裕にして交換力多くして價格の合計増加し又は乙國と甲國とを比例して各其價格の合計多し若くは少しとするは毫も妨げなし。

第三目 市價の昇降

物品の價格は一般に昇降すること能はずと雖も、市價は物品と貨幣との交換比例なれば一般に騰貴するを得べく又下落するを得べし例へば明治十二三年の頃には紙價大に下落し米價は一石十圓以上となり一般の物品は之を其價に比して甚だ貴かりしは吾人の記憶する處なり當時若し米のみ高かりせば各人其歲入を以て米に費す處のもの割合に多からざるを得ずして他の物品の需用は從て減少せざるを得ざりしなるべし、然るに當時一般市價騰貴し米穀の高價なるに拘はらず百般の物品皆騰貴せり、是れ紙幣多きに過ぎて其價格下落せしを以て市價一般に昇騰したるに由る、之に反して明治十七年の末頃より紙幣消却の効驗漸やく顯はれ米價四、五圓臺となり諸般の物品共に下落せり、是れ決して米の下落に由りて物品の下落した

るに非ざるなり若し貨幣の景況に變動なく、米のみ其自動の力を以て下落したりとせば他物品の價は必ず騰貴せざるを得ず何となれば斯の如き場合に於ては各人同一の歳入を以て米に費す所小額に止まるが故に必ず物品の需用を増加すべければなり、然るに當時一般物價の低落したるは紙幣の價格を復せしに因るものなり、此現象は紙幣の增發に止まらず金銀の供給急に増加するときも同様なり即ち彼のキヤリフオルニヤ及藻洲の金坑發見の後ち其盛時に於ては一日労力の報酬五弗に達し、醫師一回の診察料百八弗黒奴の料理人の給料一ヶ月四十弗に達せり（當時產金地の物價は平均紐育の八倍に達せり）市價の場合に於ては斯の如く一方に貨幣てふ一物あり、他方には一般物品てふ一體の物あるを以て彼是比較して一方の昇騰一方の下降あるを得るなり。

第四目 價格の源泉

價格は當該物件の充用の有無と之を收得することの難易とに由りて其有無多少を決す、蓋し人間必要缺く可らざるの用あるものと雖も之を得ること容易にして敢て資本労力を要せざる物は價格を有する能はず例へば空氣、日光の如き即ち是なり此兩者の生物世界に必要缺く可らざるは多言を要せず蓋し空氣なくんば萬物得て其生を保つこと能はず、日光なくんば草

木動物共に發生するを得ざるなり、然りと雖も元來此兩者は造化自然の惠與物にして人之を私する能はず天下億兆の民勞せずして之を得、普通の場合、於ては賣らんと欲するも其術なく、買はんと欲するも其要なく却て交換價格を生ずるの要素を缺く、黃金は啻に貨幣を製造するに適當なるのみならず器具、裝飾、美術品に用ゆるに適し其價頗る高し、然れども其之を得ること土砂、瓦礫の如く容易ならしめば大に其價格を減すべし之に反して得ること甚だ難しと雖も其用甚だ少き物は其價格亦少し例は茲に人あり偶々富岳に登るに路傍金色の礦物あるを以て以爲らく是れ金礦ならん億兆の富既に之を得たりと爲し、其重量を厭はず擔ふて以て岳頂に登り提て以て辛うじて家に歸り之を礦物學者に示せば何ぞ圖らん是れ一塊の硫鐵にして一錢の價なし、之を得ること斯の如く夫れ難きも其用少なきこと斯の如くなれば固より勞報償ふ所なし、由是觀之其物用ありと雖も得ること易く又得ること難しこ雖も其用少きものは價格極めて少し、其相當の價格を有する物は之を得ること空氣、日光の如く容易ならず其用あること黃金の如くならざるを得ざるなり。

第五目 價格の多少を決する原因

價格は物品と物品との交換比例なれば當該物品需給の關係如何に依り其價格を決するや論

を俟たず蓋し人口増加し食品及原料品の供給之に應せざれば供給不足して其價格騰貴す、然るに人口其他の事項に變動なく機械の發明、農業の進歩等ありて工産若くは農産の供給増加せば其價格下落す何となれば發明、進歩に由りて該事業に從事する者が普通の所得より多くの歩合を得るに至れば忽ち資本勞力の競爭（專賣特許中の者は競爭を免るべしと雖も）を惹起し其生產品の供給を増加す可ればなり。

第六目 價格は物品の種類に由り其趨勢を異にする

價格の生ずる原因は前陳の如しと雖も物品の種類に由り其變動の景況を一にせず、請ふ少しく之を辯せん。

第一 供給に限りあるもの

供給に限りあるものとは故人の書畫、古英雄の遺物、名士の細工物等の如く現在未來に於て如何に資本労力を費すも其供給を増加する能はざる所のものなり、此類に屬する物品の價格は人の嗜好に由り其高低を決し其物の生産費等は價格を定むる力を有せざるなり、例へば茲に應舉の筆に係る鱗魚の畫幅ありとせん神筆眞に迫り實に水中に游泳するが如し、然れども觀者無風流なれば敢て之を意に留めず其價格を聞き却て愕然とし、去るべし若し畫心ある

者をして之を見せしめば垂涎措く能はず甚しきに至りては產を傾けて之を購はんと爲すべし此類の物品に於ては同一の物品にして其價を異にすること斯の如し而して世運進歩し嗜好益々高尚に達し資力愈々増加するに隨ひて此類の物品は其價格を増加する傾向を有す。

第二 供給に限度なしと雖も之を増加するには割合に多くの資本労力を要するもの

農產物、礦物等は此類に屬す、農產物、礦物等總て採集業に屬する事業の生産は優等の地既に十分に使用せられたる後は學術の力に依るにあらざれば其供給 増加する毎に必ず劣等の地に依りて是を得ざる可らず故に其供給の増加を要すれば必ず從前より割合に多くの資本労力を要し其價格漸次増加するは數の免るゝこと能はざる所なり只其增加をして勢を逞くすることを得せしめざる所以のものは學術應用の功と云ふべし（輸入は暫く論外と爲す）而して此類の物品に變動起ることあれば急に需給の平衡を保つ能はず二三の物品久しく高價を占め又は低價の悲境に沈淪せざるを得ざることあり例へば凶歳に際し五穀の供給缺乏することに遭遇すること能はず、五穀の價は半歳以上其生産費に比して非常の高價を保ち、其相當格に復するは五穀の生産を増加し以て其供給を増加したる後にあり、反對の場合に於ては價

格殆ど生産費を償はざる程に低きこと數月に涉るべし（輸出の働きは姑くなきもとし）是れ他なし既に一年の供給を生産したる以上は漫然之を消費し去ること能はず、其價格を復するは供給の過當を悟りし生産を減少し以て其供給を減じたる後にあればなり、鑛產物亦然り例へば銅の需要増加するも素とはれ地中より掘出するものなれば急に之を應すべき供給を出し能ふや否や固より期すること能はず又供給減するも鑛山より銅を出ださざれば又之を奈何ともすること能はざるべし、伐木の業亦然り、蓋し社會の趨勢大に木材の需要を増すと雖も急に深山より生木を伐出し以て直に其需用に供すること能はず又一旦巨多の供給を備へたる後は急に消費し盡すこと能はず其供給をして需用に應せしめ其價格を保たんが爲め俄に供給を減ずること能はざるべく時としては殆ど利益なき低價を以て之を賣却せざるを得ざるべし。

由是觀之第二類に屬する物品は其供給を増さんと欲せば割合に多くの資本労力を要し一たび需給の權衡を失へば之を復するが爲め數月を要すべく其間營業者の爲め或は意外の利益あるべく或は非常の損失あるを免れず而して意外の利益は翻て非常の損失を生すべき原因となり、非常の損失は以外の利益に伴ふを通例とす何となれば世人は其利益の因て來る所を問は

す單に其厚きを見て漫然供給を増加すべく又損失に懲りて其供給を減す可ればなり、然れども其利益の如きは資力強大にして能く其損失に耐へ同業者或は斃れ或は其業を減縮するも依然として舊の如く業を營むを得る者にあらざれば之を得ること能はず、資本薄弱なる者の如きは一敗地に塗れ復た立つこと能はざるに至るべし故に此類の物品の生産及分配に從事する者は宜く需用供給の權衡如何を鑑み深く其過不足を生ぜざることに注意せざる可らざるなり

第三 資本勞力を要すること割合に少くして限りなく供給を増加し得るもの

工產物は此類に屬す、抑々工產物の如く其生産に季節なく、資本勞力の勢力を増加すれば隨意に其供給を増加し得るを以て或種の物品の需要増加して其價格を増加する勢あるときは忽ち之が供給を増加することを得べし而して工產は概して其製造物品に多きを加ふれば機械益々精巧を増し分業愈々發達すべく監督も亦割合に容易にして學術應用の範圍最も廣く生産費を減するの餘地最も多し故に此類に屬する物品は需用に應じて速かに其供給を増加することを得べく其增加は又割合に費用を要せざるべし、之に反し需要減するときは其生産を減じて價格を維持すること容易なり故に工產に於ては需用、供給相應せずして其生産費外に價格の高低を見るこト稀にして假令之あるも暫時の現象にして速かに相當價格に復すべし、是等

の物品產出には人爲の以て之に加ふべきもの甚だ多く發達の餘地綽々として存す、將來益々其價格を減少するの傾向あり。

由是觀之第一類に屬する物品は市場普通の價格なく只之を好む者の嗜好に由りて其價格を増減し第二類第三類に屬する物品は一般の需用供給に由りて其價格を決すと雖も第二類の如きは需用供給相應せざることあるも急に其權衡を復せず其價格久して相當價格以上若くは以下に在ることあるべく而して其一般的の傾向は世の進歩に従ひ漸々増進するものとす、第三類に屬する者は需用供給久しく相應せざることなく其價格も生產費を離れて久しく懸隔する上物にして原料品を要すること少く手間と精巧とを要する物品の如きは却て其價格を減少となく概ね相當價格を保つべし、是種の物品は世の進歩に隨ひ其價格を増加せず就中中等以下の傾向あり、第二類、第三類に屬する物品の價格は一時の變動は固より需給の變更により免るゝこと能はずと雖も到底久しく相當價格即ち其生產費用を償ひ之に相當の利益を加へれば資本、労力多く之に向ひ早晚供給増加して其價格減すべく以下にあれば資本、労力之を去り其供給を減じ又は増加せず供給を減じて其價格を復す可ればなり故に是等物品の價格に

關しては現場を以て之を論すれば需用供給の景況如何に由りて之を決し結局の効驗を以て之を論すれば生産費の多少に由りて之を減するものとす。

第七節 貿易並に其機關

生産を分配するの通路及分配を爲すに必要な信用、價格等の事は略々之を陳述せり故に今一步を進めて分配は如何なる機關に依りて之を爲すやを論究せん、抑々生産は消費を以て目的と爲す故に現今の如く分業日に新たなるの時運に際すれば生産者は自己の消費の爲に生産に從事せずして其生産物を他物と交換し以て生計を營むを常とす故に生産物が消費者に達するまでに之が媒介を爲す者なきを得ず、此媒介を爲す者を名けて商賈と云ふ商賈は之を分ちて卸小賣商の二種とす蓋し卸賣商とは生産者若くは輸入者より一時の多量の物品を買入れ再賣を爲す者を云ひ、小賣商とは卸賣商又は生産者より物品を買入れ之を消費者に賣渡す者を云ふ、凡て物品の消費者に達するまでには右兩者の手を輕るを常とす而して此分配の業たる一地方中は勿論、廣く國中の各地間及國際に行はれ之を内にしては地方貿易内國貿易と成り、之を外にしては外國貿易と成り需用供給を媒介調理し國中各地及國際の物産を運轉交換

し互に有無相通じ長短相補ひ以て生産の發達を促し以て市場の活劇を演す之を分配事業即ち貿易と爲す。

分配の事業にも亦義に生産に就て論せし如き機關を要するは論を俟たず而して貿易には前記諸般の機關の外尙ほ港灣、船渠、税關、保税、倉庫、港務局等の如き特設の機關を要し關稅率の如きは力めて簡易ならざる可らず、其他旅館貿易案内を旨とする物品陳列、所新式雜貨店（デパートメントストワ）紹介社（見本及物品の輸送及試賣の依頼に應じ側ら金融及倉庫事業を兼ね）等特別の施設を要し其他の金融及保險機關の如きも特に内外を聯絡し輸出入の便を圖らざる可らず方今我國未だ是等の設備全からず貿易上大に遺憾なしとせず、抑々我國は一方に無雙の發達力を有する北米合衆國を控へ、一方に無限の需用力を有する老大國即ち支那を擁し米亞兩大洲の貿易を媒介するの好地位に在り、我之を媒介し新舊兩大洲の貿易上に便宜を與へ以て四海の幸福を増進し併せて自己の利益を計るは抑々亦天意にあらざるなきを得ん哉、請ふ進んで貿易の要項を略陳せん。

第八節 地方貿易

地方貿易とは一村一郡中工業、農業、其他採集事業等の生産物を互に交換し又は生産者より卸賣商に其生産物を賣却し若くは卸賣商より小賣商に再賣し或は生産者が直接に小賣商若くは消費者に其生産物品を賣捌くの類を云ふ例へば近在の農夫が八百庄に蔬菜を賣込み或は市を開きて小賣商若くは消費者に之を賣渡し其得る所の代價を以て市より衣服、器具等の如き製造品を購買し去り又は一地方の製造家が其製造品を其他の卸賣商に賣込み小賣商の手を輕て之を消費者に分配する等の如き是なり、是等の貿易は實に僅少なるものゝ如しと雖も日常消費品の如きは多くは地方貿易の幫助に依り之を得るものなれば之が圓滑の動作を失ふときは多大の不便なきを得ず固より輕視すべきに非ざるなり。

第九節 内國貿易

内國貿易とは國中方面の物產其種類を異にし優劣を別にするを以て東西其優劣を換へ、南北其有無を通じ以て需給を調和し或は首府其他の都會に於て要する貨物を國中の各地より輸送し以て其需用を充たすを云ふ例は北海は漁利に富むと雖も氣候凍冷以て五穀を產するに便ならず、南方は豐饒にして農利多きも漁獲少く以て北海の魚類と南地の五穀とを交換し、東

方は紡績の術に熟し、西方は其水質酒造に適すとせば東方の織物は以て西方の酒類と交換すべく又大國の首府の如く數百萬の人口を有する都府に於ては到底附近の物産のみを以て其人口を支へ其需用を満足せしむること能はず必ずや國中の各地より各種の物産を輸送し以て都人の身體口腹の用に供せざるを得ず、之を爲すは總て是れ力を内國貿易に籍らざる得ざるなり、元來貿易の事たる其關係する所至大至廣其起因、其方策等に付ては頗る玩味すべきものあり、而して方今貿易の隆盛を極むるの時機に際し貿易中最も吾人の注意を促すべきものは外國貿易なり何となれば坐して狹小なる内國市場に向ひて生産を試みんより進んで世界萬國の市場を窺ひ物産を最も高價なる場所に送致するの利多ければなり、元來貿易の起因、方策の如きは内外貿易とも略々其趣を同うす故に今一躍進んで以て外國貿易の事に論及せん。

第十節 外國貿易

第一目 外國貿易の起因

外國貿易とは國と國との間に其物産を交換するを云ふ、而して其最も盛大にして且つ利益あるは東洋と西洋との如く全く其物産を異にし開化の模様を一にせざる者の間に行はれ又故

國と新國との間に行はるゝ所の貿易なりとす、然り而して歐洲諸國と亞細亞、亞米利加、亞弗利加、濛斯太利等にある其の殖民地との貿易も亦同様なり、抑も外國貿易の事たる萬里の波濤を凌ぎ身體慣れざる所の氣候を侵し、言語不通の不便、制度文物の異なるを厭はず、勇進邁往以て之に從事せざるを得ず、其困難なる固より言を俟たざるなり。然るに其事の今日に行はれて益々盛大なるを見る所以のものは宇内のの大勢東西長短相補ひ、南北有無を通ずるの己むを得ざるに出づるものあればなり、元來外國貿易の起因する所以のものは甲國の或る物品を生産するは乙國よりも容易なるか將に甲乙兩國互に自ら生産し能はざる物ありて其有無を交換するにありとは夙に世人の熟知する所なり、然れども是れ只單純の原因にして貿易の國際に行はるゝは單に物品生産の難易若くは或る物品の有無のみに由るに非ずして生産の難易に於ける比例の差違即ち甲國に於ては當該四品（事の解し易からんが爲め假りに甲乙兩國の間只兩品を交換するものと見做す、尤も幾多の國と貿易を爲し幾多の物品を交換するも理に於ては一なり）其に乙國より廉價に生産を得べしと雖も一品の利益は四倍に達し一品の利益は二倍に止まるどせば甲國は四倍の利益ある物品を生産し二倍の利益ある物品は之を乙國より得るを以て雙方の利益とす、詳かに之を辯せん。

甲國(例へば日本)

一若干の資本と一日一人労力とを用ひて

一同額の資本を用ひて

乙國(例へば英國)

一甲國と同額の資本労力を用ひて

一同 上

石炭四噸を生産す
生絲四貫目を生産す

石炭二噸を生産す
生絲一貫目を生産す

生産の景況斯の如くなれば乙國に於ては生絲と石炭の交換比例は一貫目と二噸にして甲國に於ては四貫目と四噸即ち一貫目と一噸にして甲國に於て生絲石炭の生産共に乙國よりも容易なることを知るべき耳、故に一見甲國は宜く自から石炭を採掘するが如しと雖も是れ決して然らざるなり即ち甲國が石炭の生産上乙國に對して有する所の利益は二倍に止まるも生絲生産に於ては其利益四倍に達す、豈に四倍の利益を棄て二倍の利益を探るの愚を爲さんや、今甲國の營業者其資本労力を石炭及生絲に分ち兩品を生産するものとせば四貫目の生絲を以て僅に四噸の石炭を得るに過ぎざるべしと雖も石炭の採掘を止め其力を生絲の生産に集中せず罷く八貫目の生絲を製出するを得べし而して其四貫目を乙國に送れば乙國に於ては右兩品

の交換比例一と二なるを以て之を以て能く八噸の石炭を得べし(實際は運送費保險料等の費用を差引かざるを得ずと雖も之を論するも理に於て妨げなし且つ此等の計算を示せば事頗り複雑するの虞あるを以て之を省略す、以下之に倣ふ)然れども斯の如くなれば即ち此貿易に依り乙國は毛も益する所なくして甲國獨り其利益を壊滅すべし、然るに抑々貿易は相互の利益を以て目的と爲すを以て利益一方に偏するときは貿易を永續する能はざるは多辯を俟たず故に甲國は其輸出したる四貫目の生絲に對し乙國より六噸若くは七噸の石炭を獲得し、二噸若くは三噸の利益を以て満足し、乙國は自國の交換比例に依れば六噸に對しては三貫目七噸に對しては三貫五百匁を得るに止まるも甲國と貿易するの故を以て四貫目を得るを喜び互に利益ある盛大の貿易を行ふことを得べし而して兩國の利益の多少は相互に於ける對手國の物品を需用する度合を強弱に由りて之を決す只甲國は其四貫目の生絲を以て八噸より多くの石炭を得る能はず、乙國は四噸より少き石炭を以て四貫目の生絲を購入することを得ざる耳、何となれば此極端に至れば甲國は自から其利益比較的少き物品を生産す可ればなり、由是觀之甲國は兩品の生産に於て共に乙國に勝るの利を有すと雖も其利の小なるものを棄てゝ大なるものに就き乙國は兩品の生産に於て共に劣る所ありと雖も其最も短なる所を棄てゝ其少し

く短なる所に依りて生産に從事し以て其生産品を交換せば兩國の利益決して僅少に非ざるなり、斯の如く貿易の起因は事理明白所請自證的にして固より疑の容るべきものなしと雖も之を事實に徵するは又無用の業に非ざるべし、請ふ左に一二の事例を掲出して之を證せん。

西暦千八百五十年濠洲に金坑を發見するや採金事業の利甚だ高く其盛時に於ては礦夫一日の勞銀五弗の高きに達せしは既論の如し、是に於てか農夫は鋤鍬を棄て工に鋸鉋を抛て、皆先を爭て採金の事業に馳せ、木材の如きは遠く之を那威、瑞典より輸入し、食品の如きも遙に其供給を歐米に仰げり、夫れ濠洲の地たる多く未開に屬し樹木乏しきに非ず、食品生せざる國より歐洲地方の比に非ず之を米洲に比する敢て劣る所なし、然るに遠く是等物品の供給を外國に仰ぐ所以のものは何ぞや、助なし採金の利多くして農工伐木等の事業に資本、勞力を用ゆるも採金の業と等しき報酬を得ざれば之へ従ふ者なく強ひて之に従はしめんと欲せば大に其生産品の價格を増加し集金事業と其利益を均しうするに非すんば乃ち能はざるの不利あるに依る、爾後金坑漸やく乏きを告げ、採金事業の利益か之を他の事業と比して大差なきに至りて順次農工等の發達を致せりキヤリフオルニヤ金坑發見の後ち亦同様の景況を示せり。

論者或は云はんキヤリフオルニヤ及濠洲金鑛發見の如きは是れ非常の事蹟なり、之を以て普通の例とす可らずと、蓋し是等金鑛の發見を以て通常の事とするは則ち不可なり、然れども前陳の理由を説くに何ぞ事の非常と通常とに屬するを以差て異を生せんや、今日實際諸國の間に貿易の行はるゝは此原因に依るもの頗る多し、諸者普通の適例を求めると欲せば紐育州と西印度の島嶼なるバーべドスとの貿易、又北米合衆國と英國との貿易等を見ば果して此事の虚ならざるを知るに足らん、請ふ一言せん。

紐育とバーべドスとの貿易は紐育よりは重に麥「バタ」の類をバーべドスに輸出し該島より香料物を輸入するにあり元來バーべドスの地なる熱帶の島嶼に位し四季常に青草を絶たず、氣候の溫暖なると、土地の豐饒なるとに依り麥作、牧畜共に紐育の氣候寒冷冰雪年の半を埋むが如きと其便固より同日の論に非ず然るに尙且つ此貿易行はるゝ所以のものはバーべドスの香料生産の利が紐育に優ること其麥作、牧畜の比に非ざるに依らすんばある可らず、蓋し紐育に於ても胡椒、辛等の香料を生産せんと欲せば之が爲に暖室を設け多量の薪炭を費し培養に注意せば必ずしも之を爲し能はざるに非すと雖も斯の如くんば到底損益相償はず、麥作

牧畜の如きは寒冷の氣候と雖も香料生産の如く不利ならず、故に紐育に於ては不利の少きものを選びバーべドスに於ては利の多きものに依り以て兩地の貿易を維持するものなり、又北米合衆國ベンシルヴェニヤ州の鐵鑄の如きは其礦脈の廣大なると石炭坑に接近するとに依り其便利なること萬國復た其比を見ず、然れども合衆國西北地方の麥作南方の棉花耕作は非常の天利を有し其利之を採鑄業に比して更に大なるを以て英國產の鐵に多大の保護稅を課し農利を剝奪して、採鑄、製鐵の事業を保護すと雖も棉花及麥類の輸出盛にして鐵類の輸入止まるは英米貿易往時の實況なり、其他萬國の貿易に於て斯の如きの例殆ど枚舉に遑あらざるなり、由是觀之外國貿易の起因する所以のものは單に國際に或る物品の有無又は其生産の難易のみに止まらずして一國に於ける當貿易生産の難易と他國に於ける其難易との比例上に存する所の差違に由るもの多きに居るや疑を容れざるなり。

第二目 生産費の多少が内外貿易上に呈はす所の結果の差違

然れども一國內に於て資本、労力の移轉容易なる場合に於ては前陳の理由其効驗を顯はさず、甲地方に於て兩品共に其生産乙地より容易なれば資本労力忽ち乙地より甲地に移らん例へば前に例せし甲地を埼玉縣とし乙國を東京府とせば其生産の景況左の如し。

埼玉縣

一若干の資本と一日一人の労力を用ひて

石炭四噸

一同額の資本労力を用ひて

生糸四貫目

一埼玉縣と同額の資本労力を用ひて

石炭二噸

一同 上

生糸一貫目

石炭と生糸との生産の景況果して斯の如くなれば東京府下に於て石炭採掘に從事する者は直に境を接し僅々數理を隔つる埼玉縣下に於ては同額の資本、労力を以て二倍の石炭を採掘し得るの利あるを以て忽ち其資本労力を彼地に移し東京府下の石炭採掘の業は頓に廢滅に歸し埼玉縣下のものは益々隆盛を致し東京府と埼玉縣との間に石炭と生糸の交換忽ち其跡を絶つに至らん、國の内外に由りて貿易興廢の景況を異にする概ね斯の如し（同國中にも土地甚だ遠隔し資本労力の移轉困難なれば國際同様の有様を生すべしと雖も一國中は先づ資本労力 移轉容易なるを以て本文の如きを通例とする）若し人民に愛國心なる者なく一國を擧げて他國に移住するが如きことあらば内外の差別頓に消滅すべしと雖も斯の如きは吾人の望む能

はざる所にして高劫を経るも蓋し見るを得ざる所なり、今之を事實に徵するに英國人ば霧中に住み、和蘭人は海岸に長堤を築き水平線以下の土地に住居し、露人は冰雪の中に住し、他の方に南阿地方、南洋の群島、南米濠洲地方等の如く土地廣闊氣候溫暖之地ありと雖も未だ國を擧げて之に移住せず尙且つ常に本國の強を誇り其美を稱賛するは人情の常なり、人民の其國を愛すること凡そ斯の如し、内外貿易に於て其起因興廢の景況を異にする又深く怪むに足らざるなり。

第三目 外國貿易の成立は生産難易の比例に差違あるを要す
甲國に於て兩品とも甲國よりも其生産容易なるも尙ほ貿易兩國間に行はるゝは既論の如く其利益の比例相異なるを要す、若し比例異ならず甲國に於ける兩品生産上の利益同一比例なるときは甲乙兩國間に貿易の行はるゝ蓋し稀有の事なるべし、今甲乙二國に於て石炭と生糸の生産に次の如き比例を示すものとし之を論せん。

甲 國

一若干の資本と一日一人の労力を用ひて

石炭 四噸

一同額の資本労力を用ひて

生糸二貫目

乙 國

一甲國と同額の資本労力を用ひて

石炭 二噸

一同 上

生糸 一貫目

右の如き場合に於ては甲國に於ける生糸と石炭の交換比例は二と四即ち一と二にして乙國に於ても一と二なるを以て甲國が石炭の生産を止め其資本労力を生糸の生産に移し、生糸四貫目を生産し其二貫目を乙國に送り石炭と交換するも之が爲に四噸以上の石炭を得ること能はず、自國に於ても生糸二貫目を有すれば四噸の石炭を得べきに由り何を苦みて遠く之を乙國に求めんや、故に兩國に貿易の行はるゝは兩品生産利益の比例に差違あるを要す、今少許にても此の比例を異にし例へば甲國に於て生産の景況生糸二貫百匁と石炭四噸と交換するが如き勢を示せば甲國に於て石炭の生産を止め専ら生糸を生産をして乙國に於ては生糸の生産を止め石炭生産のみ從事し、兩國間互に此兩品を交換せば甲國は其生糸二貫百匁に對し四噸以上の石炭を得、乙國は其石炭四噸に對し二貫目以上の生糸を得べく、苟も其差違輸出入の費用を償ふに足らば忽ち兩國間に利益ある貿易を生ずることを得べし、元來本目所論の如き數品の生産費比例の差違均なる場合は殆ど絶無なるものにして實際は多少其差違あるもの

とす而して萬國貿易は曩に陳述したる紐育州バーべドス間若くは合衆國英國間の貿易の如きもの多しと知るべし。

第四目 外國貿易に要する注意

第一目に例せしが如く甲國に於て其生産の景況石炭四噸、生糸四貫目なるに對し乙國に於ては石炭二噸と生糸一貫目の交換比例を示すが如き場合に於ては甲國は常に乙國の石炭八噸を得るには四貫より少しく多量の生糸を與ふるを以て足れりとするに似たりと雖も實際に於ては丙國、丁國等よりの競争ありて甲國は其利を専らにするこ能はざるものあり例は丙國に於ては甲國と同額の資本、労力を用ひ同時に於て生糸三貫五百匁を生産するを得、丁國に於ては三貫目を生産するを得べく而して兩國共に石炭の生産に於ては甲國と大差なしせん然らば即ち丙國は乙國の石炭八噸に對して七貫目の生糸を與ふるも（運賃保険料等の事は前記述べしが如く姑らく茲に之を論せず以下之に倣ふ）強ひて損失なく丁國は又之に對し六貫目の生糸を與ふることを得べし然れども斯の如くしては乙國にのみ利益ありて丙丁兩國に利なきを以て乙國の石炭八噸に對し丙國は生糸六貫目、丁國は五貫目を與へて互に利益を分つを得べし、果して然らば甲國は獨り四貫目以上五貫目以下の生糸を乙國に與へて其石炭八

噸を得ること能はずして必ず六貫目以上を與へ丙丁等の競争を避けざるなり斯の如く甲若し六貫目以上を與へば丁は最早之と競争すること能はずと雖も丙は尙ほ六貫目以上を與へて競争を試みん、果して然らば甲は七貫目若くは七貫目以上を與へざるを得ず、此の如く實地に於ては競争なきを保せざるを以て（我國と清國と絹及茶に於て競争あるが如し）甲國は唯自國と乙國との生産の景況を比較して直に其交換比例を斷定すること能はず、必ず丁寧反覆他の競争國の生産力と自國の生産力とを比較對照せざるを得ざるなり若し夫れ之を計らずして單に乙國との比例のみに是れ依り以て他を顧みざるときは他の競争國に於て少しく生産の進歩することあれば忽ち失敗を來たし之を挽回すること實に容易の業に非ざるべし、以上例する所の丙國の競争は甲國の爲め決して侮るべきに非ざるなり、丙國も亦自から其力を量らず甲國の實力を詳かにせずして漫に競争を試む可らず、實地の景況若し前陳の如くなれば其競争に敗を取るや必せり、豈に憤まざる可んや。

茲に又他の注意を要すべきものあり、何ぞや即ち交換の比例を高くして代用品の生産及使用を誘致せざることはなり例へば甲國は已に丙國丁國等の競争に對し全勝を占め殆ど彼等をして再び立つこと能はざらしむるに至り、獨り乙國の市場に於て利を専らにするの地位を得

しと假定すと雖も人間衣服、裝飾に要する所の布類豈に唯絹布のみに止まらんや木綿麻布、毛織物類皆其材と爲すに足る、然るに甲國に於て生糸を以て其利益を壟斷せんと欲し其價格を高ふし乙國に利益を與ふること少なければ乙國に於ては絹布の高價なるが爲め力を木綿、麻布、毛織物等の生産に加へて絹に代用し以て大に生糸の需用を減じ或は永久に甲國の利益を害ふべし、故に甲國其利益を維持せんと欲せば乙國にも相當の利益を分ち、彼をして永久に生糸の使用を爲さしめ逐年其需用を増加せしめざるを得ず、抑々貿易は相互の利益に依らざる可らず而して賣買者は其利益を異にせず結局同一に歸す何となれば賣者に不利なれば供給減じ以て價格騰貴すべく買方に益なれば以て需用減じて價格下落す可ればなり、身を貿易に投する者少しく茲に注意することあらば又以て過なきに庶幾からんか。

第五目 自由貿易及保護方策

外國貿易の事を論せんと欲すれば勢ひ自由貿易又保護方策の得失に論及せざるを得ず蓋し自由貿易とは貿易上諸般の抑制を解き全く之を各人の便宜に委ね、自由に外國と貿易を營ましむるを曰ひ、保護方策とは外國品に重稅を課し若くは内國品に補助金又は特別の便宜を與へ國の營業者をして外國の競争を免れしめ以て内國の營業を養成せんと欲するものを曰ふ、

兩黨の説久しく結びて解けず方今尙ほ諸國に於て駁論反撃殆ど其止まる所を知らず讀者をして倦厭に堪へざらしむるものあり、抑々經濟學の目的は最少の勞費を以て最大の結果を得るに在り而して實地の情況に至りては森羅萬象何ぞ一定不變の方便を以て其目的を全うするを得んや、總論に於て既に畧陳せしが如く是等兩派の如きは方法を以て目的と爲し偏執以て時勢に應ずるの道を知らず所謂泥裡に車を推す者にして共に論するに足らざるなり、要するに自由貿易黨は干涉束縛の弊害を見て自由放任の利あるを察し却て自ら部局と全局、部局と部局及現在と未來との關係を忘れ一部局の便宜と目下の利益とを過慮するの弊に陥りたる者なり、保護方策黨は人爲の獎勵干涉時に特功を奏するを見て其之あるは蓋し自然の勢ひ當初より其間に存するありて偶以て人爲の之を助成するに由るを悟らず所謂斷常に墮し其自然に應ずるか將た之に反するかを鑑別せず専ら事を人爲に求め現在を苦めて將來を過慮し却て爲に現在の進歩を妨げ一斑の發達を鼓舞して全豹の健康を害ふを悟らざる者なり、夫れ天道は夷かにして人道は險なり豈に平且つ簡なるの道を捨て、險且つ難きの道に就くを須ひん哉、風定らざるに漁船を出し日斜めならざるに牧笛の歸るを聞くが如きは國家の爲に採らざる所なり、噫呼兩黨の説を爲す其誤れる此の如し、何ぞ確執互に相爭ひ全局の發達を妨げ天與の利

益を辭するを須ひん哉、夫れ勝縁に托すれば方に能く天下の益を廣む、吾人の得んと欲する所のものは經濟の目的なり、目的一たび定まらば之を得るの方便の如きは實地の景況に依り自在の變通を試みざるを得ず、抑々萬物は有遷にして眞理は常住なり寂然として動かず感通して而して化す、理世の事元と膠柱固執を忌む時は或は一部局の後るゝ者を助けて全局の面目を全ふせざるを得ざるものなしとせず又軍事、政略等の爲め少しく經濟上の利益を損するの己むを得ざるものなきを保せず、史的大勢の觀察を全ふせず單に一國の現況消費者の利害如何のみを以て自由貿易に拘泥するが如きは是れ自ら一箇の黨派論たるに過ぎず又天然の利益を固辭し自然の勢を察せず常に保護方策を唱ふるが如きは固より其當を得ず、皆是れ衆象を模するの譏を免れざるなり、錐頭の利、鑿頭の方共に辨せんばある可らず衡鑑高からずして俱に險弄するは余輩の採らざる所なり。

第六目 保護の目的を達せんと欲せば天然の利益を辭せざる可らず

元來保護方策の目的は内國に於て數種の營業を起し成るべく外國品の供給を仰がざるに在れば（保護論者の認めて緊要なりとする所の論點は駒井重格氏所譯フォーセット氏の自由及保護貿易論第四編にあり就きて見るべし）其目的を極端に推し十分に之を達するを得せしめ

ば遂に外國貿易を全廢せざるを得ざるに至るべし、幸にして保護論者中にも此の如き極端に趨る者甚だ少しと雖も、彼等をして其目的を全ふせしめんと欲せば事終に其極に陥らざるを得ざるべし、果して然らば東西南北互に其物産を交換し、其藝術の長短を補ふこと能はず、前數項に於て論せし所の外國貿易の利益を効むること能はざるべし、斯の如きは是れ豈に海に入り沙を數へ空しく自ら力を費博しを磨きて鏡を作り以て工夫を用ゆるの類にあらずして何ぞや見るべし高々たる山上雲自ら巻舒し滔々たる澗下水曲直に隨ふ是れ自然なり若し保護論者をして十分に其目的を全ふすることを得せしめ而して其期する所の物を收めんと欲すれば世界を通じて其物産を均一ならしめ人口と物産と同様の比例を保ち萬國人民の嗜好及其智カ力、勉強力、學術等をして毫も違ふ所なからしめざるを得ず、此の如きは龜毛を紡きて以て衣と爲し、兎角を繼きて梯と爲し以て天に登らんと欲するに異ならず豈に得べけん哉、抑々南北其需用を異にし東西其藝術を等くせず、地球上至る所著しく物産を異にす又人口の粗密等に差違あるは多辯を要せず、元來物産若くは藝術に些少の差違あれば交換貿易の利益ある論を俟たず、又宇内各國に於て此差異あること已に著るし何ぞ外國貿易に於て有無相通し長短相補ふの利を棄て保護論者をして其目的を達せしむるを要せんや、凡て保護方策は外國貿

に重税を課し貿易事業をして複雑ならしむるを以て隨て費用を要し、被保護品の價格を騰貴し頗る消費者に便ならず、唯二三の被保護品生産者をして保護なれば生産し能はざる物價の生産に從事するを得せしむるの事實ある耳、有司動もすれば一駿の有無を以て能事と爲す蓋し過まれり焉ぞ知らん駿の逸するは是れ鳥江の敗因に非ざるなきを。

第七目 保護は被保護者に特利を與へず、被保護品若く

は其原料品を生産する土地の地主に利益を與ふ

被保護者の生産者若くは製造者は一見持種の利益を得るが如しと雖も、其之を得るは一時に止まり若くは率先之を得る者の二三の輩に止まる耳、抑々保護の必要は當該生産物が天然の利益を有せざるか又は他國に對し之を有するも國中にはより大なる天然の利益を有する者あるかに由る、昔て北米合衆國桑港附近の地に於て製茶を試みんと欲し茶樹を培養し漸くにして茶を製し、通常の番茶一斤を三弗の高價にて賣買し其發達、獎勵せしと雖も期年ならずして其業全く廢滅せり、輓近復た之を試みるも尙一斤一弗の高價に當る、鉤を操りて山に上り斧を掲げて淵に入る求むる所を得る又艱ひ哉、然るに世上不幸にして之に類する狂者の事業頗る多く石筏海を渡るの類少しとせず、彼の合衆國製鐵事業の如きは即其一例にして實に

合衆國人民に非常の損失を與へしものなり、今其西暦千八百七十年頃の景況を以て乙を見るに當時合衆國に於て地鐵製造の爲に使用せし資本額は五千六百十萬弗、之に從事せし労働者三萬七千五百五十七人、其勞銀千二百四十萬弗、地鐵輸入稅一噸に付九弗、製造する所の地鐵二百萬噸なり故に、今此資本労力を麥若くは棉花の生産に使用し之を以て輸入稅を課せずして地鐵を輸入せしとせば二百萬噸の地鐵は千八百萬弗丈け廉價にて購買することを得たるは數の明示する所なり又全く製鐵業を止め輸入稅を廢して地鐵を輸入せしとせば右の労力者に毫も勞働せずして千二百四十萬弗を與へ製鐵業者には當時相應の營業所得の歩合を七分と見て總資本額に對し三百九十二萬七千弗を與ふるも尙ほ地鐵の廉なるが爲に百六十七萬三千弗を得ず、紙類製造家は原料及勞銀騰貴の爲め保護金の增加を要すと云ふと雖も原料品の騰貴は一噸六十仙を超過せず豈に二割の増加を要するの理あらん哉、又露國の實況に就て之を見る付き十「ドル」の保護を受けしが爲め一年新聞用紙の價格を増加すること一千萬噸の巨額に達せり、然るに西暦千九百八年よりは一噸十二「ドル」となりしを以て更に損失を增加せざるを得ず、紙類製造家は原料及勞銀騰貴の爲め保護金の增加を要すと云ふと雖も原料品の騰貴は

も保護の爲の英貨十七片にて得らるべき鐵が五十一片となり、自耳義に於て三萬四千「ルーブル」にて得らるべき機械が露に於て五萬「ルーブル」を價ひする事實あり。

獨逸も亦製鐵事業を保護し輸出補給の制を探り西暦千九百五年の官況に據れば輸出品製造の爲め使用する石炭には一噸に付き内地品價格より一志六片丈廉價に製造品を輸出し得べき補給金を與へ地鐵は一噸に付き四志十片、半製品は同上十五志、製造品は同上二十志廉賣しうべき補給を與へたり、斯の如く補給金附與の九ヶ年中獨逸の鐵類輸出は一ヶ年平均百萬噸より三百萬噸 増加し產出高は七百萬噸より千百萬噸に増加せり（補給は西暦千九百六年に廢止せり當初金額を減じ後ち全廢せり）

抑々鐵の如き機械、器具其他造船、建築等の材料に用ゆること殊に多ければ之をして高價ならしむるは百般營業の發達を獎勵するの道に非ざるなり翻りて合衆國西方、麥作、南方の棉花を見るに其天然の利を有すること多大なるが爲め鐵具其他の製造品が保護稅（平均舊は凡そ四割四分新は四割一分）の爲に非常に高價なるを以て大に其利益を剥奪せらるゝに拘らず其發達仰暢の勢ひ奮然として當る可らざるものあり、保護を要する者の生産の不便なる凡そ斯ゝ如し、故に其養成は政略、軍事等の理由に據らざる可らず、其永遠利益の有無は固

より一定の理を以て之を推す能はざるを以て暫く措きて論せずと雖も保護方策が計算上の不利益を醸すは疑を容るゝ能はざるなり、畢竟保護を要する處の事業は天然の利を有せず、利不利益を補はんと欲せば勢ひ非常の無理を忍ばざるを得ず。

然りと雖も其事業をして獨占的ならしめざる以上は永く之をして他營業に超過する所の特利を維持せしむること能はざるなり、苟くも獨占事業に非すして之に特利を與へんか忽ち資本勞力の之を向ふもの多く遂に供給を増加し其所得の歩合をして尋常一般の歩合まで低落せしめざれば止まさるなり而して被保護地若くは其原料品の產地は其需用に依り無限にこれを増加すること能はず、被保護品の特利に由り其需用を増加するに從ひ其貸付料を増加するは必然の勢なり、果して然らば保護方策は其保護せんと欲する所の者に利益を與ふること能はずして却て地主の或者に利益を與ふるものと云ふべし例へば綿布の製造を獎勵せんと欲し外國の綿布に重稅を課して之を保護せば綿布の價格概ね稅額丈け騰貴すべし而して若し此騰貴をして國中普通の營業所得を超過する利益あらしめば資本、労力の之に向ふ者を増加し其利益をして普通の營業と同一ならしむるまでは綿布の供給を増加すべし、然らば即ち綿布製造は他の保護を受けざる營業に比して特に利益あることなく之に懲罰する所の資本、労力は

之を他業に用ゆると同様の利益を得るに止まるべし、要するに只當初競争の起らざる間に保護を受けたる二三の營業者に一時特利を與ふるに過ぎざるなり、然るに綿布の原料品たる棉花を產する土地を所有する者は土地の供給固より限あれば棉花製造の増加に由り棉花の需用を増加し大に其所有地の小作料を增加するを得べし、其の他製鐵の事業を保護せば鑑山所有主の爲め借區料を増加すべし、葡萄酒製造を保護せば葡萄園の借付料を増加すべく長鞭馬腹に及ばずして結局被保護者に特利を與ふるを得ず、其利益は尋常一般の營業に異なること能はざるに到り保護者の爲には之を受くると受けざると由りて毫も其利益に差異あることなく（時としては保護を頼み供給を剩多ならしめ外國へ投げ賣を爲さるを得ざることあり合衆國及獨逸の製鐵事業等其の他甚だ多し）徒らに消費者を苦しめ既に富裕を極むる所の地主に特利を與へ以て富の配當をして益々其宜きを失はしむるの實なきを得ず而して保護を受くる所の物品が鐵類の如く廣く製造の原料品として用ゐらるゝ所のものなるときは各種の生産費を増加し工業の發達を妨ぐるの虞なしとせず、由是觀之保護方策は被保護者に利益を與へずして既に富裕を極め特に之を利するを要せざる所の特種の地主に特利を與ふるに了るや疑を容れず、是れ豈に梢上一郡の獮猴井水の月影を見互に其隻手を遞下し手々相握して井中に

降り月を捉へんと欲する者の類に非らん乎其欲する所を得ざるや論なき耳。

第八目 保護は營業の種類を増加せず資本勞力使用の方向を定む

保護は内國に於て新に數種の業を興すの利ありと論する者あり然りど雖も是れ只假聲のみ固より金鶲の朝夕する者に非ずして偶々以て保護なれば起すこと能はざる或る事業を劣等不利の場合に於て起すを得る而已即ち英國は麥の生産に於て北米合衆國に及ばざるは皆人の知る所なりと雖もリンコーンシャア、ノルフオーラシヨークシャの一部等の如きは麥作に適すること合衆國西方の優等地に劣らず故に英國は保護撤去後と雖も此等の地には尙ほ麥を耕作して十分の利益ありて方今と雖も麥の總消費高の二割二分以上は尙ほ内國に於て之を産す大鼠牛に及ばずと雖も大は即ち大なり、只保護の廢止により西暦千八百四十七年以前は彼の五穀令（外國の麥に輸入税を課し内國產の麥を保護せし法）の保護に依り謹かに耕し得たる劣等の地に麥を耕作するを止めし耳、即ち知る蛇短しと雖も蚯蚓より長し又北米合衆國・西暦千八百五十七年の法に據れば（平均二割二厘二毛）地鐵の如きら其輸へ稅輕かりしと雖も右輕稅の時期に於てビツツボルグの優等鐵鑄に於て鐵の生産を廢止せしことなし又我國內地

に於ても棉花、砂糖、麥の生産は遙に合衆國及西印度諸島に及ばずと雖も是等の物品は尙ほ其優等地に產出す、凡そ資本勞力を生産に用ゆるの順序は是等をして第一着に最も自然に利益ある所の事業に向はしめ集中して利益漸やく減少するに及びて第二等第三等に立する利源に向ふを當然とす、然るに今若し生産の難易辨せず強ひて不便なる物品の生産を保護するが如きは自然の順序を誤るものにして第一等の財添未だ盡きず利益上優等の事業未だ十分の發達を經さるに己に人爲を以て第二等第三等に位する所の事業に資本勞力を向け大に一國の損失を醸すに至るべし即ち北米合衆國にありては棉花及麥作の天然の利未だ盡きず其利益遙に他業の上に在るに方りて已に工業を獎勵せり、然るに資本、勞力の景況未だ之を起すに適せざるを以て工は農の得る所と同様なる利益を得んと大に其製品の勝貴を企圖し西暦千八百六十五年より同千八百七十七年までの十二年の間に保護稅の爲め其人民の消費物價を大約七十二億弗程高價に保てり是れ合衆國民が右十二年間の保護の爲損失せし高價して保護なれば牛計上右の額を節減することを得しものなり、右十二年間の人口は平均三千五百萬人に達せざりしと雖も假に便宜の爲め之を三千五百萬人とすれば右の期間に一人平均の損失高二十五弗七十一仙餘一年一人の平均損失高は十七弗十四仙餘なりとす、方今世界に於て最も租

稅の高さを佛國とす、然れども其國稅の高西暦千八百十六年即ち明治十九年に於て一人に付き凡十九弗八十仙超過せず、然るに當時合衆國人民は被保護者の爲め殆ど佛國人民の負擔する稅額を支拂ひしものなり、合衆國保護方策の費用實に大なりと云ふべし。

又英國に於ては曾て資本勞力の景況既に工業を起すに足りしに保護方策を以て強ひて利益なき劣等の土地に穀物を耕して徒らに價格を高くし以て百般事業の發達を妨げたり、是れ實に轍を北にして越に向ひ面を南にして北斗を見るの類にあらずして何ぞや、保護方策が營業の種類を増加せず、只資本勞力使用の方面を決するや斯の如し而して常に之をして利益少なき方角に向はしめ計算上に不利なること亦斯の如し、其之を利益とするは實際の關係を知らざるの黨派に非ざれば則ち公益を思はずして私利を謀るの私黨なり政治、軍事等に關し遠大的利害を慮り特に特種の事業に對し保護を試みるが如きは時に或は多少計算上の不利を顧るに違あらざる場合なきに非ざるべしと雖も是等は皆機に臨み變に應じて論定すべきの問題として豫め廿利不利を斷定すること能はざるなり、夫れ鳥獲は力なきにあらざるなり然れども牛尾を取て之を却行せしめんと欲せば假令之を爲し得べきも日に丈尋を歩す能はざるべし、之を行かしめんと欲せば須ら、桑技を以て其鼻を貫き綱を以て之を導くべきなり、果して然

らば三尺の童子と雖も尙ほ能之を回らし之を歩せしむるを得ん察せんばある可らざるなり

第九目 百般事業の發達は實業界の關係を複雜

ならしめ保護の不佛を增加す

元來保護は他業の収益を割きて二三の營業者を扶助するものなれば百般の事業尙ほ幼稚の域に在りて營業の種類未だ多からず互に相連絡すること今日の如く縦密ならざる時期に於ては強ひて不便を感じずと雖も百般の工業漸やく發達進歩するに従ひ其種類及部分を増加し種類益々多きを加へ部分益々分るゝに至りては一に便なる所は他に便ならず利害衝突して其不便を増し富源發達の障害となること少しとせず、即ち工業未だ發達せず一國主要の事業尙ほ農事にある時期に於ては農產例へは羊毛に保護を加へ外國の羊毛の重稅を課するが如きことあるも内國使用の量未だ大ならず保護の爲めに價格を増加するも未だ以て他營業の發達を妨害することなかるべし、然るに内國に於て工業既に發達し羊毛の使用漸やく多を加うるに方稅を課せば染物事業の進歩を妨げ衣服、裝飾品等の製造を妨ぐ可し、又食品其他の原料品を保護せば工業の發達を妨ぐ可し、鐵、麻、木材等に保護を加ふときは器具機械の改良、船

舶、汽車等の建築を妨ぐ可し、器具、機械、船舶等を保護せば工業、運搬の改良進歩を妨げ商賈の取引に便ならず、工業及船舶製造を保護せば物價低廉ならず國民其生計を易くするこト能はずして百業萎靡衰退せん之を要するに百般物品の製造者、生産者は自己の產出する所の物品に保護あらんことを望み其所用の原料品、食品、船舶製造等には之なきを冀ひ運搬業には其業に保護を受け同時に積荷の多からんが爲め農產品工產品の廉にして其生産多からんことを欲し而して外國輸入の容易ならんが爲め輸入稅の重を好まざるべく船舶、汽車、建築費の廉ならんが爲め其用品の廉なるを望むべし、斯の如く保護は之を一品に與ふれば他に他方の嫌忌を來たし愈々進めは愈々煩雜の關係を惹起し終に進みて盡く天下の事業を保護し一般の保護は其保護なきと同様なる結果を來たし所謂車を數へて車なく到底百般の事業者をして満足せしむること能はず徒らに國民生計の費用を増加し遂に前陳合衆國の場合と同様國庫に收入なくして國民に重稅を課すると一般的の結果を來たすに至る可し宜べなる哉英國の保護は其農產品の價格を騰貴せしめしを以て大に工業者の苦情を買ひ西暦千八百七十年頃タラール、カレー、佛國に於ても工業者中頗る保護の不利を感じ殊に西暦千八百七十年頃タラール、カレー

モールス等の如き工業盛大なる地方の人民主として其不便を訴へしは歴然たる史上の事實なり而して佛國に於ては輓近物價大に騰貴（物價騰貴は目下一般の情況なり然れども獨佛塊米最も甚し）し肉類に於て最も甚しく西暦千九百年に於ては牛肉一基（二百六十六分六厘六毛六七）一法十三參一法は（三十八錢七厘三八、參は其百分の一）なりしに同千九百九年には一法四十二參に騰貴し同千九百七年に於て一基一法五十八參なりし同種の牛肉は同千九百十一年には一法八十參となり、小牛肉は同時に二法より二法十四參となり、羊肉は二法十二參より二法六十參、羊肉は一法九十參より二法七參に騰貴せり、是に於て中流以下は殆ど肉を味ふ能はず大舉して保護に反対し肉類小賣商は保護を止んと欲すれども卸商と農業者尙ほ之を主張し物情騒然たり。

又北米合衆國に於ても北方の保護南方の農業に利あらず南方の人士大に其不利を討論せしと雖も北方頑乎として聽かず終に古今未會有の内亂即ち南北戦争を惹起し爲に約二十八億弗の公債を起し死傷百萬を超過す而して北方戰勝ちて北風競はず保護政略愈々行はれ前陳の如く物價騰貴の結果を呈はせり、百業機達し其關係縝密を加ふるに及びて保護の不便なる夫れ斯の如し、其護の利益ありと云ふが如きは只特に一業に利あるを見て他業に如何なる關係を及ぼすかを見ざる者の論耳、而して其特に工業に利ありと云ふが如きは第七目に論するが如く必ずしも然らず、保護を以て一般營業を發達進歩せしむるを得ば則ち可なり然れども等しく百般の事業を保護し毫々厚薄なからしむるは固より不可能の事に屬す假令之を爲すを得るとも營業者の爲には保護なきと其効驗を同くし消費者の爲には非常の不便あり、保護を以て一定の主義とし之を以て萬世に推さんと欲するものゝ如きは是れ一種の謬見にして固より經濟民の道に非ざるなり。

第十目 保護政策は一たび之を始むるときは容易に解

く能はず動もすれば永久となるの傾向あり

世に保護は社會幼稚なるの時期に之を施し其成長するに及んで之を撤すべしとの説あり、是に豈に渴を休んと欲して鹽水を飲み飲むに隨て渴を増すものに非ざるなきを得んや、請ふ少しく之を辯せん例へば茲に一紡績事業を企圖する者ありて之に五年の間輸出補助金若干を與ふべしとせんに此五五年の間に他に同業の企つる者なく假令之あるも保謄年限經過後なれば可なる可しと雖も右五個年中の二年目に第二の紡績事業を起す者あるときは此者も第一の者と同様の保護を受けざるを得ず當局は第二者には残す三年の間保護を與へ當初より五

ケ年を経過せば保護を撤するの意あるも第二者は決して之に甘んせず第一は五ヶ年を許せし以上は己れも同様の取扱を得るを當然と爲し國家が第一に厚くして第二に薄きを恨み堂々五ヶ年の保護を請ふて已まざる可し、其請求故にあらざれば國家も終に之を許すに至るは殆ど當然の勢と云はざるを得ず、果して然ならば五個年經過後に第一者は無保護にて三ヶ年の前第二者に競争せざるを得ず、是れ固より第一者の爲し得る所に非ざるなり故に第一者は更に三年の延期を請ふは又是れ殆ど豫期し得べきの勢なり而して其請ふ所理なきにあらず國家又之を容れざるを得ざるの窮局に陥るや疑を容れず車輪を循回すること環玉の端なきが如し晝夜長遠なり金鶏何ぞ響かん雲霧鬱鬱たり日月誰か妨げん、斯の如く第三、第四、第五者等の起るあれば終に保護を撤する機なく所謂盜東に向て走れば追ふ者亦東に向て走らざるを得ず蕩々乎として天下の勢を爲す哉疑を容れず、夫れ一塵飛で而して天を駆し一芥墮て而して之を覆ふ、凡そ天下の事其始を慎まずんば焉ぞ能く其終を全ふするを得ん、戒めすんばある可らざるなり。

第十一目 保護は物價を騰貴し輸出を妨げ外國 競争を誘致し内國消費者を苦しむ

甲國が乙國市場に於て丙國、丁國等と競争し能く之に堪へ勝を制するを得る所以のものは其輸出する處の物品の品質佳良にして價格割合に廉なるに由る、然るに保護は被保護品の價格を増加す、請ふ一二の例を掲げん合衆國に於ては西暦千八百六十年と九十七年間に於て保護の爲め食品に八割八分、衣類に八割五分半、家賃に五割七分、家族の一般生計費に七割八分の増加を示し其間勞銀の騰貴は普通労力に於て五割、精巧労力に於て六割に止まる又西暦千八百九十七年の同千九百七年の十年間を比較するに米國に於ては此間物價の騰貴五割乃至六割に達し英國に於ては此間三割五分に止まり、此差違は之を他に求むるを得ず保護の結果に外ならざるなり。

獨逸に於ても輓近保護政策頻々として行はれ西暦千九百一二年の比穀物輸入税の爲め穀價騰貴し當時既に國民が穀物の爲め投する所の金額四億圓を増加し政府が其輸入税の爲め收入する所の金額は僅かに七千萬圓に止まり三億三千萬圓は消費者が徒らに穀物の輸入者及耕作者に之を貢ぐの奇觀を呈はせり、然るに爾來保護方策は益々其歩を進め、西暦千九百四年より同七年の間に労力者の生計費は二割二分を増加し肉類の騰貴最も甚しく實に三割八分の増加を告げ勞銀の増加は其間僅かに一割に止まる而して物價騰貴の爲め一兵を養ふ所の費用年

に四十圓を増加せり、保護の影響斯の如し、然るに人之を悟らず嘆ずべきなり、今一步を進めてミユーニヒ市の肉類價格騰貴の實況を見るに左の如し(單位は英一斤)

西暦年次	牛 肉	小牛肉	豚 肉	羊 肉
一八七四	七片半	七 斤	八 斤	五片半
一八八四	八片半			
一八九四	八 片			
一九〇五	八片半	九 片	八片半	
一九〇六	十一片半	十一 片	十一片半	八片半

而して全體の騰貴は過去十年間(四十年前)三割乃至六割を示す、是に於て哉獨逸人民一人の肉類の消費は西暦千九百四五年の九英斤より、同千九百五六六年には五英斤に減少せり、而してバワリヤに於ては家畜の運送大に減少し西暦千九百七年九月は其運送より得たる收入之を前年の同期に比して二千六百七十圓を減少せり、此減少及騰貴に保護の結果に外ならず、則ち從前は肉類の輸入税は「セントネル」(十三貫七百二十ダ倫)に付き十五馬克丸至十七馬克に止まりしに西暦千九百六年三月以降は一躍二十七馬克と成れり價格騰貴せざらんと欲

すと雖も豈も豈に得べけんや而して同時に穀物の輸入税も大に増加し千基に付き小麥は三十五馬克より五十五馬克稗麥は三十五馬克より五十馬克麥芽用大麥は二十馬克より四十馬克燕麥は二十八馬克より五十馬克に増加せり、是に於て哉西暦千九百七年七月より九月に至る小麥は前年の同期に比し六馬克大麥は四馬克の騰貴を示せり元來是等の増は稅農業保護の爲め設けたるものなるに英國領事の報告に據れば獨逸農業者は農夫勞銀の增加其他生産費の増加の爲め實際毫も益する所なしと云ふ而して獨逸一般人民は大麥麵麪を常食となし白色小麥麵麪如きは御馳走に屬するに保護稅のため從前八千五百「グラム」(「グラム」は二分六厘七毛弱なり)を以て一個を製せしに近頃千四百「グラム」に減じ伯林に於ては半馬克を以て賣却す、今之を倫敦に比するに伯林住民は小麥の黒麵麪三英斤を得んがため倫敦人民が白色小麥麵麪四英斤を得る丈の價を投せざるを得ざるの否境に陥れり又小麥麵麪を以て比較するに目下量目二十「グラム」の者は伯林に於て三片を價し倫敦價格の三倍弱に當る、近時多少の物議ありと雖も未だ斷縛の劍を得るに到らず、噫呼劍闘路險しきも夜行人更に多し戒めすんばある可らざるなり、抑々西暦千九百六年三月より實施せられたる獨逸新關稅は非常の高率を示し其關する處廣且つ大なるを以て多少の重複を厭はず其大要を左に掲げん。

西暦千九百六年三月より同千九百八年三月まで關稅率の增加左の如し從前は毎千基に付小麦は三十五馬克よりなりしに五十五馬克に増し裸麥は三十五馬克より五十五馬克に燕麥は二十八馬克より五十馬克に大麥は二十馬克より四十馬克に増加せり而して裸麥は殆ど内國產にて足れりと雖も小麥は二百二十萬基の輸入を更するに依り獨國の麥價は世界の麥價に關稅價を加へたるものとなること別表(第一)の如し。

西暦千九百五年關稅克三十五馬のとき倫敦(關稅、無稅)と伯林との間に既に三十五馬克三十二獨片(獨片は馬の百分一)の差ありしも同千九百六年三月には關稅の增率高に相當する丈の差を見ざるは多額の見越輸入ありしによれり、同千九百七年には關稅の差よりも高價となり(別表第一參觀)。

生計費の上昇は労力の効力を減ずるに據り勞銀の増加を要す、然るに勞銀を増加すれば製品の價格を昂騰するは自然の結果にして即ち物價の昂騰せること西暦千八百九十六年に比すれば別表(第二)の如し。

其他石炭營業者が石炭の價格を昂騰せしむるに據り製造者の苦みを終に消費者が負擔することとなり、加ふるに鐵の投賣は外國の製造者を利し獨國の同業者を苦ましむコーベンバー

ゲンに於ける英人所有の瓦斯「メートル」製造者が近頃獨國の製造者に向て大勝利を得たるは人の知る所なり、今試みに英獨米等自由國に於ける麥及肉價の差違を見るに左の二表の如し

麥價の平均

第一表(麥價西暦千九百六年は現行關稅率實施の初年)

西暦年次	千 基 價 格				一石に換算價格
	伯 林	倫 敦	紐 育	維 也 納	
一九〇五	一七四、七八	一三九、四六	一三九、四六	一三九、四六	一二、五一六
一九〇六	一七九、六一	一三二、八五	一三二、八五	一三二、八五	一二、八六二
一九〇七	〇三六、二七	一四四、二四	一四四、二四	一四四、二四	九、五一三
一九〇八	二一三、〇〇	一五五、〇〇	一五五、〇〇	一五五、〇〇	一四、七七一
一九〇九	二三〇、〇〇	一六一、〇〇	一六一、〇〇	一六一、〇〇	一五、二五三
一九一〇	二三六、〇〇	一六〇、〇〇	一六〇、〇〇	一六〇、〇〇	一一、一〇〇
一九一一	二一九、〇〇	一五五、〇〇	一五五、〇〇	一五五、〇〇	一〇、三二九
一九一二	二五八、七〇	一四五、〇〇	一四五、〇〇	一四五、〇〇	一五、七一三
一九一三	二六〇、〇〇	一四二、〇〇	一五七、九八	一五七、九八	一八、五二六
一九一四	二〇九、六〇	一三二、四〇	二二〇、四六	二二〇、四六	一五、二二〇
一九一五	一	一	一	一	一八、六一九
一九一六	一	一	一	一	一五、〇一〇

第四章 分配

又肉價の差は左の如し。

四

第二表 (ドツベキル) ○肉(内國產) 小牛肉 羊肉(内國產)

西暦十九百年同十九百十一年に於ける中流有福なる一家四人及夫婦十六の娘子子の冬着調

に要する金額を示せば左の如し。

中流の嬢婦女子用被服にして洗濯し得る者の金額は左の如し。

第四章 分 配

絹靴下	(一ダース)
毛靴下	(一ダース)
計	
衣	
衣下部	一打
上	
上	
肌	
衣	
長	
短	
衣	
肌	
小	
肌	
長	
短	
衣	
衣	
着	
衣	
衣	
衣	

男子用左の如し。

綿	
衣	
打	
子	

西暦一九〇〇年	五二八
五二六馬	一〇八
四八	一〇八
三六	一〇八馬一年
五四	一〇八

同一九一一年	二七九
六一八馬	一〇一
三六	一〇一
二九	一〇一
三〇	一〇一

同一九一一年	二七九
六一八馬	一〇一
三六	一〇一
二九	一〇一
三〇	一〇一

其他一體の麻布、半毛、全毛の男女服裝品、絹布品、天鵝絨、刺繡品等も之を十年前に比較すれば二割乃至二割五分の騰貴を示す。

家具は左の如し。

普通 シヤウ 打	三一四
織 織	一半一二半
織 織	二三四半
食 食	三〇〇馬
食 食	一五〇
食 食	五五
椅 椅	九六
椅 椅	(一箇)(一六)
綾付き長椅子	一六〇
綾付き長椅子	七五〇
居間	西暦一九〇〇年
居間	一六〇馬
計	一六〇
計	西暦一九〇〇年
計	一九一一年
計	二四五

第十節 外國貿易 第十一目 保護は物價を騰貴し(中略)内國消費者を保しむ

第四章 分 配

書

長椅子	一五〇
椅子子(鏡付)	二〇〇
(書寫用)	四五
椅子子(鏡付)	九五
脚	四〇
椅子子(書寫用)	三〇
椅子子(書寫用)	五六
椅子子(書寫用)	三六
椅子子(書寫用)	四〇
椅子子(書寫用)	五〇
椅子子(書寫用)	七五
椅子子(書寫用)	二四〇
椅子子(書寫用)	一〇〇
椅子子(書寫用)	二九〇
椅子子(書寫用)	一〇〇
椅子子(書寫用)	二四六

食料品の騰貴は左の如し。

牛内(半基)	西暦一九〇〇年初
牛内(半基)	西暦一九〇〇年秋
牛内(半基)	同一九一一年初
牛内(半基)	同一九一一年秋
牛内(半基)	西暦一九二〇年初

馬 牛 小兒用牛乳 タリ ソーダ水	西暦一九〇〇年

飲料は左の如し。

湯 啡 ビール十分の四リートル (リトルハ五合五勺弱)	一 杯
湯 啡 ビール十分の四リートル (リトルハ五合五勺弱)	一 杯

棺
(附屬品附)

棺 合 唱(八人)	西暦一九〇〇年
棺 合 唱(八人)	西暦一九〇〇年

而して埋葬費の増加は左の如し。

棺 (附屬品附)	西暦一九〇〇年

第四章 分類

二五〇

生絲 絲糸四十手以上 同六十手以上	同 一米突基	同 一百百基	同 一千千基	同 五百五百基	同 四九、五八 六四、五八 七、七八	同 四、九 五、七 五、二	同 三、八 一、七 一、九	同 四、三 一、九 一、九	同 三、七 五、二 六、元
同 一米突基	同 一百百基	同 一千千基	同 五百五百基	同 四九、五八 六四、五八 七、七八	同 四、九 五、七 五、二	同 三、八 一、七 一、九	同 四、三 一、九 一、九	同 三、七 五、二 六、元	同 三、七 五、二 六、元
同 一米突基	同 一百百基	同 一千千基	同 五百五百基	同 四九、五八 六四、五八 七、七八	同 四、九 五、七 五、二	同 三、八 一、七 一、九	同 四、三 一、九 一、九	同 三、七 五、二 六、元	同 三、七 五、二 六、元
同 一米突基	同 一百百基	同 一千千基	同 五百五百基	同 四九、五八 六四、五八 七、七八	同 四、九 五、七 五、二	同 三、八 一、七 一、九	同 四、三 一、九 一、九	同 三、七 五、二 六、元	同 三、七 五、二 六、元
同 一米突基	同 一百百基	同 一千千基	同 五百五百基	同 四九、五八 六四、五八 七、七八	同 四、九 五、七 五、二	同 三、八 一、七 一、九	同 四、三 一、九 一、九	同 三、七 五、二 六、元	同 三、七 五、二 六、元

爾來騰貴益々甚だしく最近三ヶ年に於ける品物の指數左の如し。

西曆一千九百零九年乃至同一千九百零八年ノ物價ヲ百トス

品目	西曆一千九百十年	同一千九百十一年	同一千九百十二年
標	一〇三、〇	一一三、七	一三四、六
胡	一二二、三	一二七、九	一二九、四
米	一〇五、三	一一五、七	一三九、四
鈴	九五、六	一〇〇、八	一三八、三
馬	九六、四	一〇〇、八	一三〇、三
粗	八九、七	一〇七、〇	一八八、四
糖	一二五、七	一二〇、五	九四、三
火	一二六、六	一二〇、五	一二五、七
種	一二〇、三	一二〇、三	一五六、七
苦	一二九、七	一二〇、二	一二二、二
玉	一二七、八	一二〇、二	一五二、七
來	一〇二、〇	一一一、七	一二二、四
織	一一一、七	一二〇、二	一二二、四
馬	一一一、七	一二〇、二	一二八、二
粗	一一一、七	一二〇、二	一五七、三
糖	一一一、七	一二〇、二	一四五、〇
火	一一一、七	一二〇、二	一四五、六
種	一一一、七	一二〇、二	一四五、六
苦	一一一、七	一二〇、二	一四五、六
玉	一一一、七	一二〇、二	一四五、六
來	一一一、七	一二〇、二	一四五、六
織	一一一、七	一二〇、二	一四五、六

第十節 外國貿易 第十一目 保護は物價を騰貴し、中略、内國消費者を苦しむ

二五一

第四章 分類

煙草	一八六、五	一九九、一	一九九、二
六七、六	八七、九	九三、六	一〇四、八
一二六、六	一二三、九	九二、〇	九二、〇
一七一、六	一七一、七	一三四、二	一四四、七
一一六、三	一一三、七	一〇九、七	一三五、四
一四二、九	一八三、一	一六七、四	一八三、六
一四九、三	一四九、三	一四六、六	一六四、〇
一三七、五	一五八、八	一三五、五	一五六、六
一三一、四	一三一、四	一六二、二	一三四、一
一一四、五	一四五、八	一三四、七	一三二、九
一二三、四	一四五、四	一一九、〇	一六七、九
	一三七、二	一一五、四	一三六、〇
	一三七、二	一六〇、九	一五六、六
	一三五、七	一四五、一	一四四、七
	一三五、七	一六六、八	一四四、七
	一三五、七	一二三、八	一四四、七
	一三五、七	一四五、一	一四四、七

生丁	黃鐵銻錫銅亞石	油炭	鉛	麻糬	米
九九、九	一三八、二	一四五、〇	一九九、一	九七、六	九二、二
一五一、五	一五一、五	一九九、一	一九九、一	一六九、五	一六九、五
九四、九	一一一、二	九八、三	一一九、〇	二〇九、五	二〇九、五
一一六、六	一一六、六	一一四、四	一一四、四	一〇八、一	一〇八、一
一二八、六	一二八、六	一三八、八	一三八、八	一四二、八	一四二、八
一九五、二	一九五、二	二四〇、七	二四〇、七	一四七、六	一四七、六
九九、三	九六、七	一〇九、九	一〇九、九	一四五、九	一四五、九
一〇二、四				二五六、六	二五六、六
				一〇五、一	一〇五、一
				一三七、五	一三七、五

而して西暦千九百十三年に於ける大麥千「キロ」の價格は百六十四馬二片同麵麪千「キロ」は二百八十八馬七十片同粉同量二百八馬五片にして最近二十五年間の卸賣相場は左の如し

西暦千八百九十四年

同千九百四年

同千九百十四年

西暦千八百九十四年
に對し同千九百十四年
の販賣割合

第十節 外國貿易 第十一目 保護は物價の騰貴し中略 内國消費者を苦しむ

二十五三

麥千基 伯林

一一七、八

一三五、一

一五九、五

八十

三五、四五

第四章 分 配

二五四

麥子基(柏林)	一三六、一	一七四、四	一九三、六一	(十)	四二、二六
麥同(同)	一三一、二	一三三、七	一五二、五六	(十)	一六、二八
鴉叢同(漢堡)	九八、六	九九、六	一一一、五〇	(十)	一四、一〇
草同(ホーセ)	一一九、七	一二五、三	一五三、〇〇	(十)	二七、八二
鈴薯同	二七、六	四九、二	三五、〇〇	(十)	二六、八一
油「ドツペルセントネル」	二〇六、一	三三七、四	二四一、八〇	(十)	二七、三一
糖同	二二、三	一九、九	一七、八三	(十)	二〇、〇四
肉同	一〇一、八	一八、九	一六三、二五	(十)	三七、三〇
皮「ドツペルセントネル」	五六七、五	九八、〇	一四四、三三	(十)	四一、〇六
毛同	一九二、九	七五、〇	一一四、〇〇	(十)	一〇一、〇六
花同	四五、二	三七六、九	四六〇、〇〇	(十)	五七、〇五
鐵千基	七二、四	一二四、三	一二九、〇〇	(十)	七八、一八
「ドツペルセントネル」	二〇、八	五六、〇	六〇、〇〇	(十)	三三、七四
鋼同	八五、八	二五、二	三八、〇〇	(十)	八二、六九
錫同	二九、九	一二三、七	一三五、〇〇	(十)	五七、三四
	四三、八	四五、二五	四五、二五	(十)	五一、三四

石 油 同	一八、一	二一、五	二七、五〇	八	五一、九三
炭同	八、〇	九、四	一、六三	八	四五、三八

斯の如く物價漸次に騰貴し之を自由國たる英國に比するに牛乳馬鈴薯を除き皆不利にして保護國なる佛國に比するも概も不利にして其實况左の如し。

及べり。

右の如く物價大に騰貴し之を自由國たる英國に比するに牛乳馬鈴薯を除き皆不利にして保護國なる佛國に比するも概も不利にして其實况左の如し。

食 料 品 値 段

品 目	英 國	佛 國	價
砂 糖 一英斤	二片	二片四分三—三片	
茶 同	一志一二志四分一	二片一一志二片	
薯 七英斤	二片半—三片半	三片	
粉 同	八片—一〇片	一志四片一分—一志三片四分一	
麵 四英斤	四片半—五片半	六片	
牛 乳 一ヶウチート(大合強)	三片—四片	二片半—二片四分三	

第四章 分 配

二五六

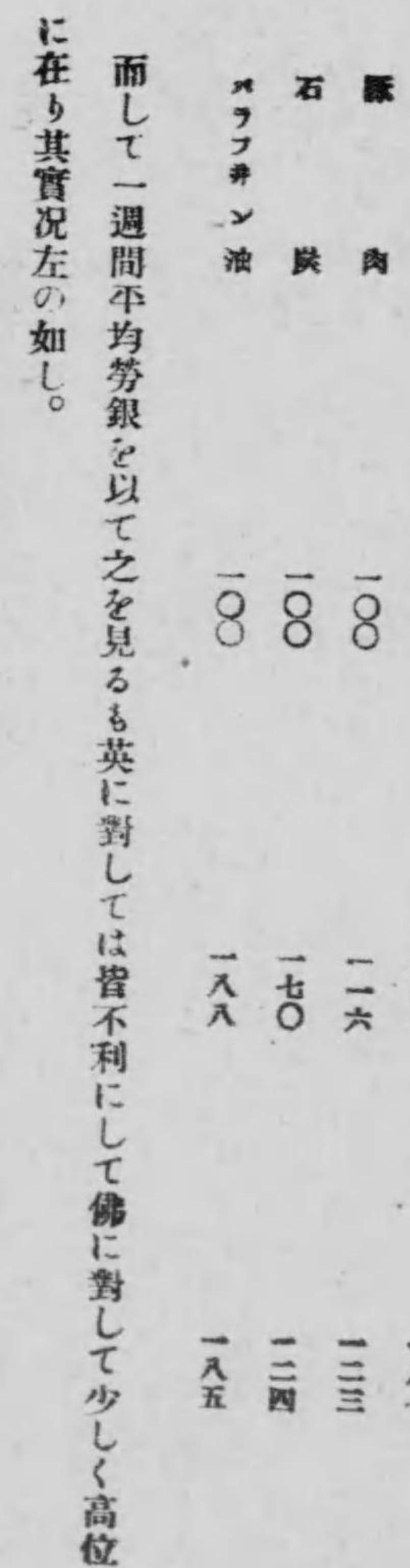
牛	肉	一英斤	△△七片半—八片半
羊	肉	一磅	△△五片半—六片半
驥	肉	一本(十三片半強)	××七半—九片
炭	肉	九片半—一志	××八片半—五片
石	肉	七片半—八片半	七片四分—一〇片四分一
	同	一志片半—一片八片	七片—九片四分三

(備考

牛肉及羊肉項に於ける△印は英國内現產△印は殖民地又は外國より輸入せるものなり

右の百分比例

品目	籍	牛	馬	鶴	麥	米	茶	粉	薯	タ	夕	牛	驥	炭	肉	石	炭	肉	同	牛	羊	驥	炭	肉	石
英	佛	四〇〇	一四四	一一九	一〇五	八八	一〇〇																		
國	別	一四四	一一九	一〇五	八八	一〇〇																			
獨		一一九	一〇五	八八	一〇〇																				
英	佛	一〇〇																							



而して一週間平均勞銀を以て之を見るも英に對しては皆不利にして佛に對して少しく高位に在り其實況左の如し。

第四章 分類

ベンキ職

建築労働者

旋盤工

鍛冶工

植字者

職業別

煉瓦積職

石工

大工

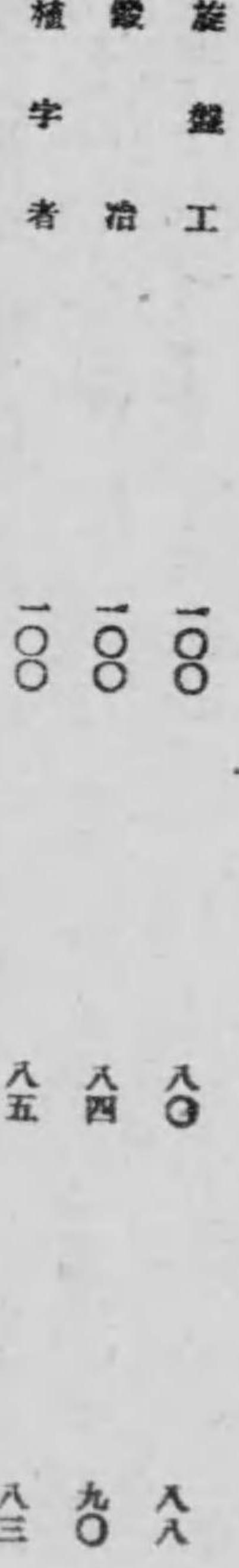
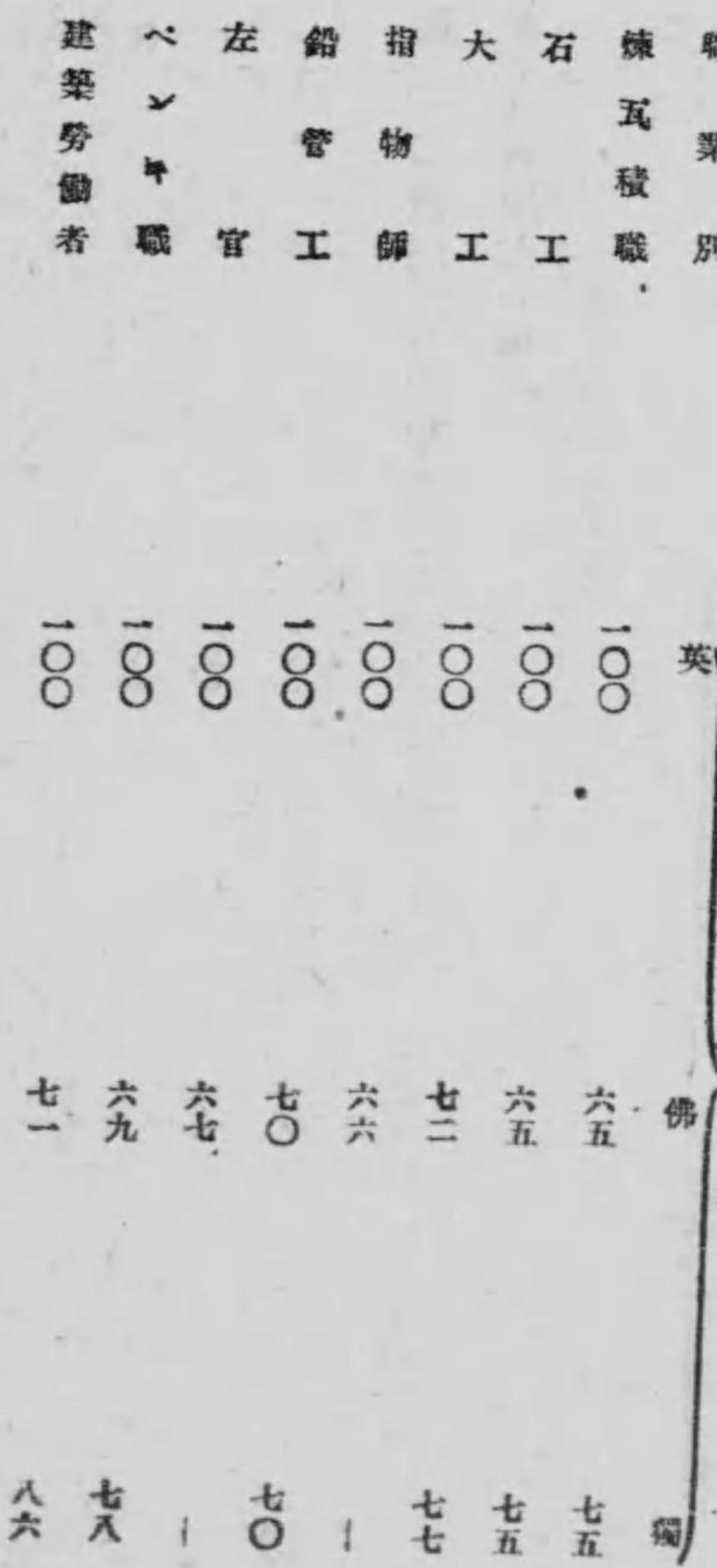
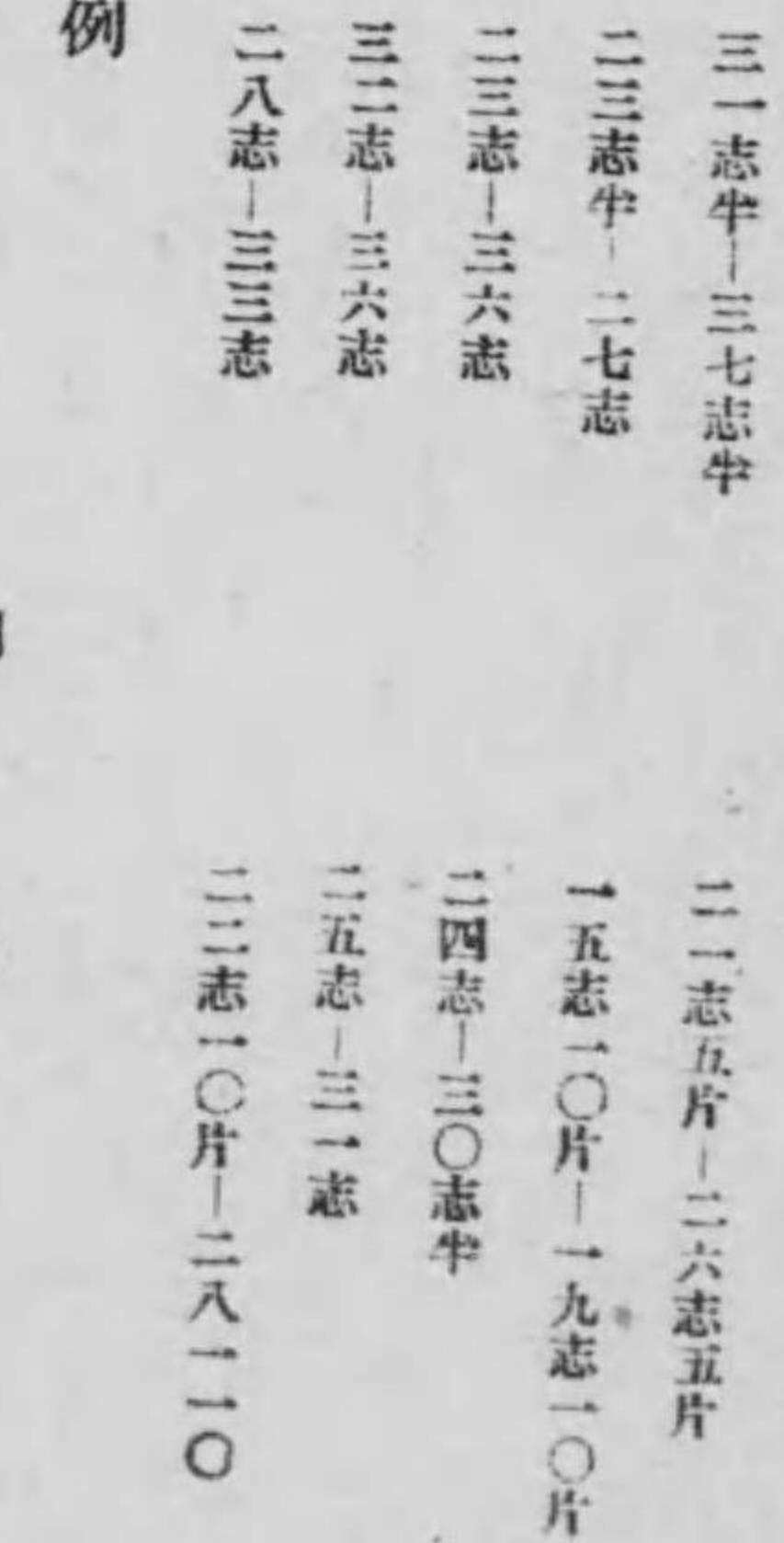
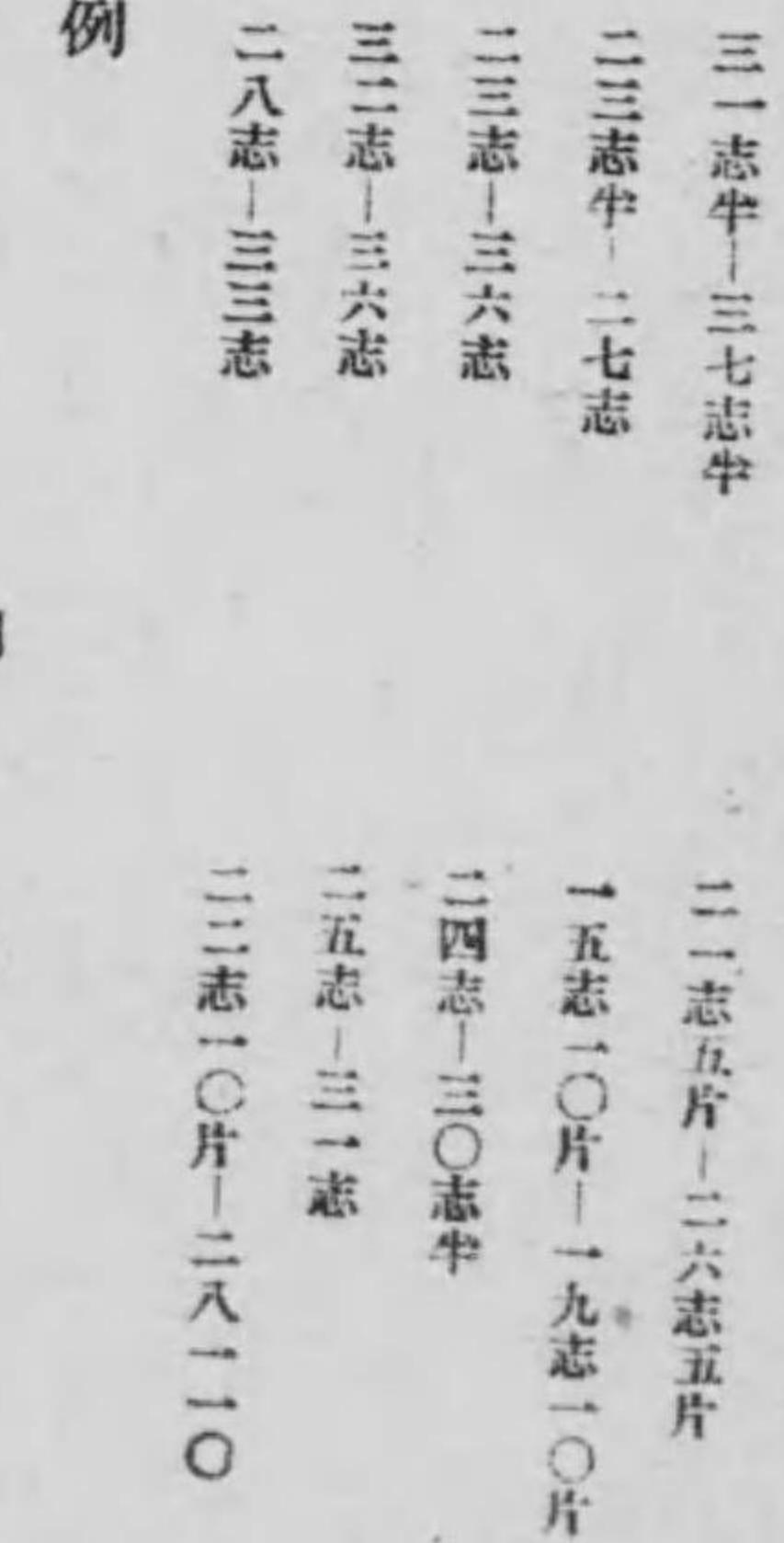
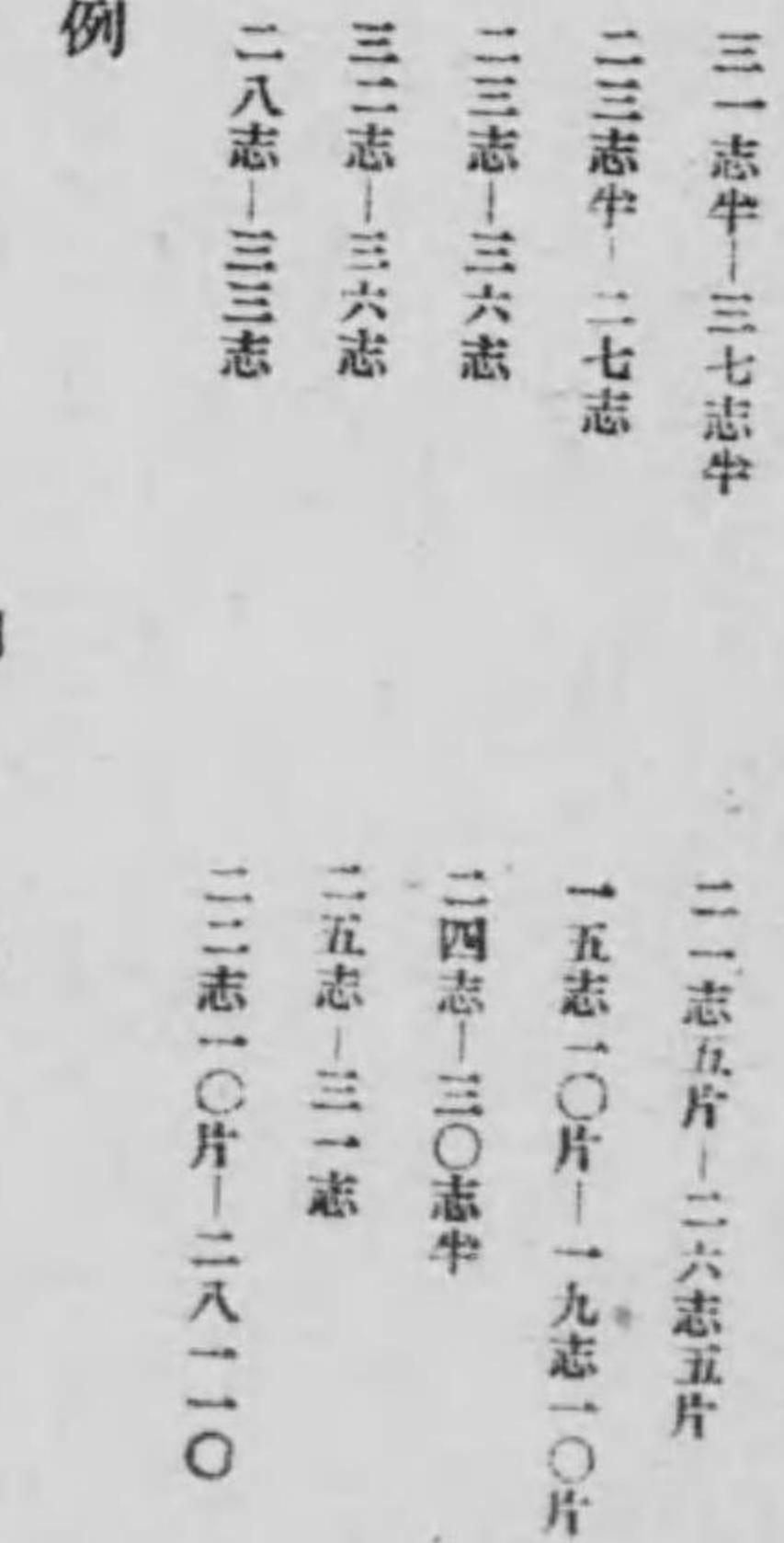
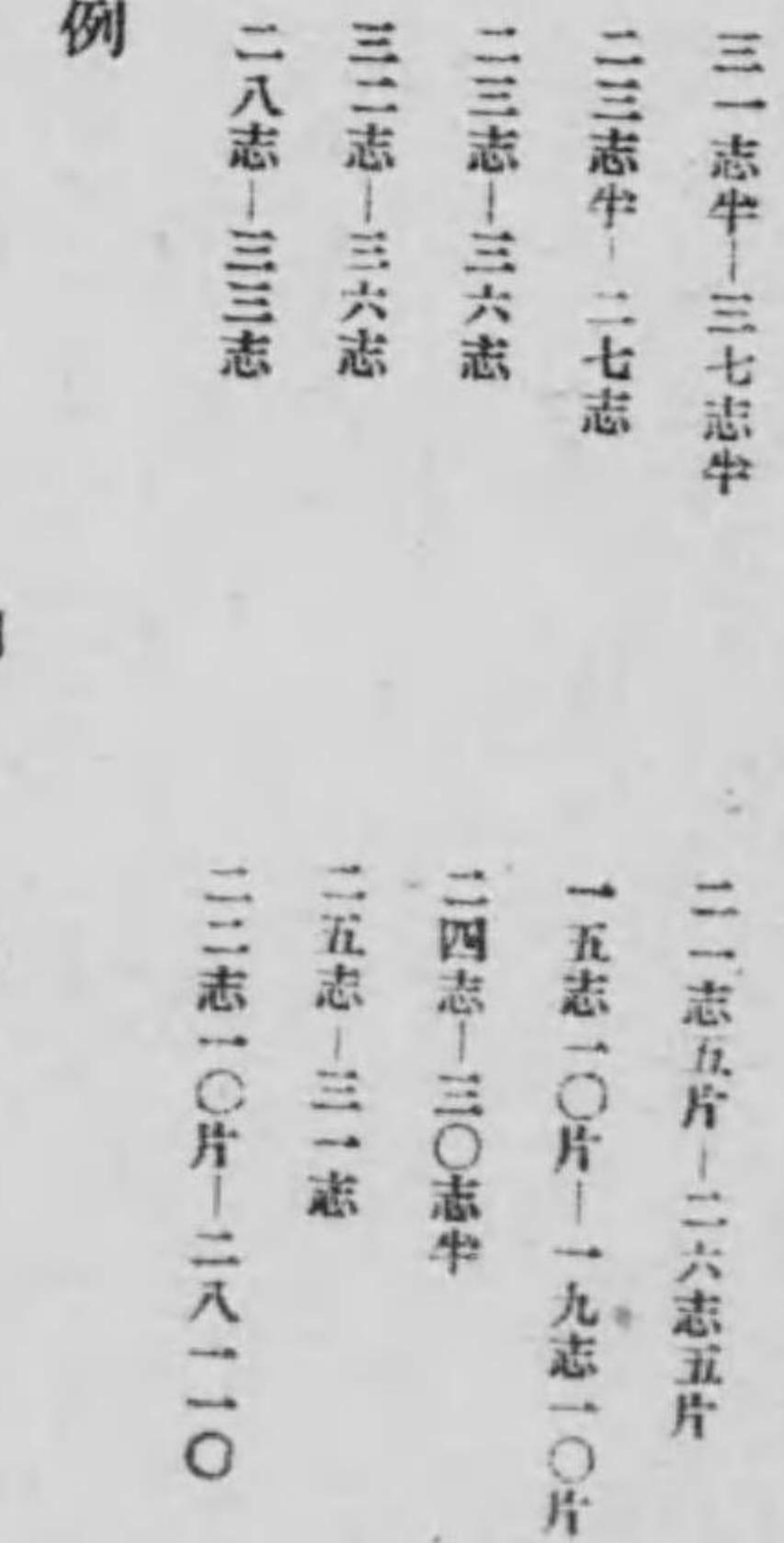
指揮官

鉛管工

左官工

建築労働者

英	三一志半—三七志半
佛	二三志半—二七志
獨	二四志—〇片—一九志—〇片
國別	二五志—三〇志半
	二二志—〇片—二八—一〇



西暦年次	鍛冶工	旋盤工	植字者	食料品販	食料品貿	紡織物	鐵物	鐵計
一九〇〇	一八九三	一八九四	一八九五	一八九六	一八九七	一八九八	一八九九	一九〇〇
一九〇一	一八九四	一八九五	一八九六	一八九七	一八九八	一八九九	一九〇〇	一九〇一
一九〇二	一八九五	一八九六	一八九七	一八九八	一八九九	一九〇〇	一九〇一	一九〇二
一九〇三	一八九六	一八九七	一八九八	一八九九	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三
一九〇四	一八九七	一八九八	一八九九	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三	一九〇四
一九〇五	一八九八	一八九九	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三	一九〇四	一九〇五
一九〇六	一八九九	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三	一九〇四	一九〇五	一九〇六
一九〇七	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三	一九〇四	一九〇五	一九〇六	一九〇七
一九〇八	一九〇一	一九〇二	一九〇三	一九〇四	一九〇五	一九〇六	一九〇七	一九〇八
一九〇九	一九〇二	一九〇三	一九〇四	一九〇五	一九〇六	一九〇七	一九〇八	一九〇九
一九一〇	一九〇三	一九〇四	一九〇五	一九〇六	一九〇七	一九〇八	一九〇九	一九一〇
一九一一年	一九〇四	一九〇五	一九〇六	一九〇七	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一一年
一九一二年	一九〇五	一九〇六	一九〇七	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一一年	一九一二年
一九一三年	一九〇六	一九〇七	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一一年	一九一二年	一九一三年
一九一四年	一九〇七	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年
一九一五年	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年
一九一六年	一九〇九	一九一〇	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年
一九一七年	一九一〇	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
一九一八年	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
一九一九年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年
一九二〇年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年

又最近に至るまでの英國の指數を擧れば左の如く騰貴甚しからず（西暦一千八百六十七年乃至一千八百七十七年の平均を百とす）

第四章 分 配

一九〇二	六二	八五	四六	六七	八九	六〇	七二	二六〇
一九〇三	六三	八四	四一	六八	八二	六一	七一	二一
一九〇四	六二	八三	四四	六六	八一	六二	七一	二一
一九〇五	六三	八七	四五	六九	八七	六三	七二	二一
一九〇六	六二	八八	四一	六八	八七	六二	七一	二一
一九〇七	六三	八九	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九〇八	六二	八四	四一	六八	八一	六一	七一	二一
一九〇九	六三	八七	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九一〇	六二	八九	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九一一	六三	八八	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九一二	六二	八九	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九一三	六三	八七	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九一四	六二	八八	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九一五	六三	八九	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九一六	六二	八七	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九一七	六三	八八	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九一八	六二	八九	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九一九	六三	八七	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九二〇	六二	八八	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九二一	六三	八九	四一	六九	八一	六一	七一	二一
一九二二	六二	八七	四一	六九	八一	六一	七一	二一

保護放策の爲め獨逸
於ける物價の騰貴斯の如く而して一般經濟情況亦之を英佛に比して
獨の方不利なるや明かなり、然り而して今數國に涉り西人の常食中最も大切な小麥の價格
を比較するに最近の實況實に左の如し。

西暦千九百八年に於ける小麥千基の毎月平均價格

週末日	伯	林	維	也	納	オ	デ	サ	リ	ー	ガ	（アムスアル カデサリ）	巴	里	（カセット 教シカゴ）	紐	育
一月一日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月二日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月三日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月四日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月五日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月六日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月七日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月八日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月九日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月十日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月十一日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月十二日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月十三日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月十四日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月十五日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月十六日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月十七日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月十八日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月十九日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月二十日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月廿一日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月廿二日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月廿三日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月廿四日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											
一月廿五日	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三											

斯の如き物價の貴騰は經濟上財政上に大害あるは勿論延ひて風儀上に惡影響を生ずるは論
なく近年柏林市に於ける離婚の數大に増加其原因に付て之を見るに更に驚くべき現象を呈

第四章 分 配

せり而して西暦千九百六年以降多大の増加を示すは當年の關稅率增加の結果を不すにありあり請ふ左に其實況を表出せん。

西暦年次	離婚總數	離婚に因る離婚數	對百比例
一九〇一	九八四	六六三	六七、三八
一九〇二	一、三二七	七七三	六三、〇〇
一九〇三	一二六九	七四九	五九、〇二
一九〇四	一、三七六	八七四	六三、五二
一九〇五	一、四二一	九〇六	六三、七六
一九〇六	一、六三九	一〇〇六	六一、八
一九〇七	一、七八一	一〇七七	六〇、四七
一九〇八	一、八六八	一一九四	五八、五七
一九〇九	一、九七〇	一二七	五七、二一
一九一〇	一、九六七	一二五三	五八、六二
一九一一	一、九九八	一二七八	六三、九六

今一步を進めて西暦千九百一年に於ける同市ノ人口を見るに當時は百八十八萬四千五百十人にして離婚數は一千に達せず萬人に付五人二分餘に止まりしに同千九百十一年に於ては約千三百を數へ萬人に付九人六分を超過せり、而して不良原因の如きも西暦千八百九十年の如きは二割九分三七（西暦千八百八十五年以來の最小）に止まりしも同千九百十一年の如き表中掲載の如く六割三分九六に増加せり以て保護救済の間接に風儀に關するの蹟を見るに足れり而して西暦千九百二年以降頓に増加を見るは同年の恐慌之が一因たらざるを得ざるなり。又参考の爲め西暦千九百年以前に於ける柏林の離婚數を舉れば左の如し。

西暦年次	離婚總數	離婚に因る離婚數	對百比例
一八八五	八一三	二四七	三〇、三八
一八八六	七四五	二三三	一八九三
一八八七	七三五	二六六	九二四
一八八八	七二五	三六、一九	三七三
一八八九	七一五	三一、二七	四一六
一八九〇	七〇五	二五五	六三〇
一八九一	六九五	二一七	四七三
一八九二	六八五	三四、二一	三四、五二
	八三六	三二九	三八、五二
	九九一	三〇、四七	三四、〇〇
	一八九〇	二九、三七	三三、八一
	一八九一	二九、一九	三三、四五
	一八九二	一八九九	二九、六〇
	一八九三	一八九八	六四二
	一八九四	一八九九	六四二
	一八九五	一八九六	六四二
	一八九六	一、三九一	六四二
	一八九七	一、四八二	六四二
	一八九八	一、四四七	六四二
	一九〇〇	一、六〇八	六四二
	九三六	六四二	六四二

夫れ然り、抑々穀物の輸入税は單に其物の價格を昂騰せしむるのみならず豊年に於ては騰貴甚だ微弱なりと雖も凶年に於ては大に騰貴を促がすの結果あり、何となれば前者に於ては供給裕かにして輸入少く隨て輸入品の價格を以て一般の價格を動かす能はずと雖も凶歳に於ては輸入多く其價格以て一般を支配するに足ればなり、果して然らば一部論者の期待するが如く農家の保護を全うする能はず、凶年に於ては天下の消費者を苦しむこと殊に甚だしく或は英國の西暦千八百四十七年の轍を踏むことなきを保せず、察せんばある可らざるなり而して表中最も奇なるは英國の麥價紐育よりも廉にして四海の麥所なるシカゴの其と伯仲の間にあり又アムステルダムに於てオデサ麥がオデサより著しく廉價なる事等是なり豈に是れ自然の結果と云ふを得ん哉、其不自然なる論を俟たず而して其利害何れに在る哉識者を俟て後ち知るべきに非ざるなり。

今甲國に於て保護政策を行ひ其輸出品に保護を加へば其市價に多少の増加來たすべし若し輸出品にして製造品たる場合に於て其原料品に保護あれば必ず其價格を増加せざる得ず機械製造、船舶建築等に保護あれば之を以て製造し、之を以て運搬する所の物品の賣價必ず高からざるを得ず現に佛國に於ては保の護爲め造船材料の價格騰貴し西暦千九百十二年一月

より航海者は一割方運賃の引上を決議し外國競争なき方面に於て之を實行せり、唯だ石炭の高價なるに彼等の最も苦む所なり加之保護は輸入を減するの効驗あるを以て輸入の收入税を減じ勢ひ内國稅を重くして之を償はざるを得ざるに至るの虞なしとせず、果して然らば第四目に於て例せし甲國丙國間の競争の如き場合に於ては甲國は乙國の市場に於て忽ち失敗を招き其保護の害を悟りて急に之を廢止し以て丙國等の物品を壓倒せんとすと雖も乙國の市場既に丙國の物品に馴れ頗る挽回に苦むべし、事はに及んでは甲國は一時非常なる廉價を以て再び乙國市場の歓心を求めざるを得ず、果して然らば此回復の爲め多少の損失を免れざるなり今を距る四五十年前露國大に紡績事業を保護し爲に輸入税の收入を減少し、内國稅を重くせしを以て其固有の物産なる獸脂の價格頗る騰貴し之が爲の獨逸の競争者を獎勵し其結果延きて英國市場に於て露國の獸脂其跡を斷ちしことあり、保護の外國貿易を防ぐる夫れスの如し、然るに爰に一説あり内國に於て重稅を負擔するが爲め物品の輸出を妨碍せば之を輸出するに當り其稅を拂戻し實際無稅品とせば可なりと夫れ或は然らん而して此方法たる諸國の往々施行する所なり然りと雖も抑々拂戻稅なる者は漫然之を行ふこと能はず、當該物品行動の監督輸出の證明等苟しくも脫稅の防禦に關する所の種々の規則は之を踏まざるを得ず、之が

爲め官府の費用を要するは勿論圓滑の動作を失ひ商機を過まり輸出業の濫滯を來す虞なしと
せず（是等の事は予が所謂ボリュー氏財政論關稅の部に詳なり就きて見るべし）其輸出物品
の租稅より来るものは尙ほ或は其幾分を避くるを得べしと雖も機械製造、船舶建築、水陸運
送等の保護より来るものは到底之を避くるに道なし故に曰く保護は内國品の輸出を妨げ外國
競争を誘致すと又生産超過の弊を生ず其例獨米に多く其結果大に内地消費者を苦しめ外國市
場に向つて投賣を爲すの己を得ざるの悲境に陥ること屢なり即ち西暦千九百一二年の頃獨逸
に於ては葉鐵（メツリツク）一弗（二、二〇四英斤）の内地賣價百四十「マルク」乃至百四十五
「マルク」にして輸出價格百「マルク」乃至百二十「マルク」針金同上内百五十「マルク」外百三十
五「マルク」就中石炭の如きは西暦千九百年には内國に於て高く、獨炭の輸出價格輸内地消費
の者より「メツリツク」頓に付き六志乃至七志廉價なるは珍しからず、米國も亦其轍を踏み大
鐵管の如きは内地價格一頓に付き五十四弗なりしに墨西哥へは四十六弗五十仙にて輸出し、
鍍金小管一英尺は内地價格二仙八八五なるに二仙四二五にて印度地方へ輸出せり、其他類似
の場合枚舉に遑あらず、保護の以て内地價格を騰貴するや疑を容れざるなり。

第十二目 保護政策を以て外國競争を排するの必要ありとの妄説

茲に又一種の説あり何ぞや、曰く保護は外國競争者をして我市場を蹂躪せしむるの患を晒
つ何となれば保護なけれ我事業將に其萌芽を發せんとするに際し彼れ數年の経験と巨大の
資本とを以て暫時の損失を顧みず我に於て幼稚にしし漸やく萌芽を發せんとす 所の事業一
對して競争を試みれば容易に我を壓倒すること不得べし、其の如くして一たび我を壓倒せば
彼は我市場を壟斷し漸次其物品の價格を増加し往日の損失を償ふ可ればなりと、是れ事實を
見るに敏ならず、一應の理論を以て天下の實際とするものにして固より採るに足らざるの説
なり、請ふ之を辯せん例へは我國に於て摺附木の製造其萌芽を發し事業將に盛大ならんとす
るの勢を示すに當り、英國來りて競争を試み論者の言の如く一たび我を壓倒し而して後ち壟
斷を恣にし漸次該品の價格を騰貴し損失を償ふ多きは蓋し爲し能はざるの業なりとす、抑
々摺附木を製造する者に豈に只英國にのみ是れ限らんや、佛に、獨に、米に皆此品を製す、
英國若し其價格を騰貴せば是等の國來りて競争すべし、然らば即ち英國は當初の損失を償ふ
が爲め該品を高價に賣らざるを得ずと雖も佛、獨等は損失を以て償ふべきものな 廉價に之
を賣却することを得べくして勝算屢然として其手裏にあり復た何をか疑はん、英國を以て競
争に狂し自國の不利を忘却し只他國の製造を斃すを以て快しこするの病ありと假定するに非

すんば何ぞ夫れスの如きの愚を爲さんや、然るに實地英人は商機を見るに敏にして永遠の利益に通曉す決して前陳の愚を爲さるなり若し又英國飽迄第三者以下と競争を試み當初の損失償ふを意とせず永久に摺附木を我製造し得るより廉價に賣却せば我物産の豐饒なる資本勞力を用ゆる何ぞ該品製造に限らんや、之を絹、茶等の生産に用ひば永久廉價に摺附木を買ふことを得ん、英國の好意なる進みた我に廉價の贈物を送らば我れ何ぞ之を辭するを要せんや、由是觀之論者の言の如きは只一應の理論に拘泥し實際の關係と損得の分るゝ所とを探究せざるに坐すものなり、是れ豈に邊鄙の人始めて王都に至らんと欲し纔かに境を出れば驛路坦々、館舍宏麗、城郭雄偉本所曾て見ざる所を見妄りに眼目を動かし錯つて王都の想を爲す者に異ならん哉、半路に停らす須らく直ちに撞闘を過ぎて王郷に入るべきなり、片雲谷口に横はり深底を見ざるは志士の爲すべき所に非ざるなり。

第十三目 英米兩國に於ける保護の差違

保護の事業發達上に不便なる既論の如し故に英國に於ては夙に其制度を廢し、歐洲大陸に於ては漸やく其勢を減じ又昔日の如く盛ならず、然るに北米合衆國に於ては既に多少盛時を過ぎしの狀あるも其勢ひ尙ほ今日に盛にして富源亦駿々乎として進歩する頗る怪むべきも

のゝ如しと雖も少しく事實の關係を明にせば是れ決して怪むに足らざるなり、請ふ之を解せん。

元來英國往時の保護は農業を主とし、彼の五穀令を以て其焼點とせり、他國の保護殊に合衆國は即ち然らず、工業を以て之が主眼と爲し其保護は合衆國對外國に非ずして工業對農業なりとす而して英國は其保護廢止の時即ち西暦千八百四十七年既に舊國の他位に立ち人口稠密にして地に餘贏なく、保護の利を受くる者は専ら既に富裕を極むる處の地主にして其害を受くる者は工業者及労力者にあり故に其弊たる富者益々富み貧者益々苦み怨嗟の情自ら制する能はず時に西暦千八百四十七年の饑饉ありて愈々其の害を明かにして貧民の困難掩ふ可らず是に於てやコブデン氏等の説恰も子獅の哮吼^ノ如く餘獸皆竄伏し獅子兒は聞て以て勇健を増しビール氏等の如き賢明の土朝に立ち能く其弊害を察し、内外相應し機熟し勢成り終に五穀令廢止の効を奏し一雨滋千山秀色以て畢生の良田忽ち秋畝の茂實を結び英國の保護政策茲に至りて破れたり、然るに歐洲大陸の如きは時尙ほ創業の期に際し多少人爲の誘導を要加ふるに保護の害未だ此極に至らず未だ其全廢の期に達せざるなり、合衆國の如きは保護の利を受くる者は工業にして其害を被る者は農業なり而して該國の農利は固より世界無雙にて

假令多少其利を剥奪せらるも未だ以て死地に陥るに至らず恰も貧者の失費 少額なるも大に
其痛痒を感じ、富者は殆ど之を意とせざると一般又老者の爲には致命の傷瘍たるも壯者の爲
には未だ其發達成長を妨ぐるに足らざるが如く合衆國の農業者は昔の如く容易ならずと雖も
今日尙は富者の如く而して其國は猶ほ壯者の如くなるを以て老者を斃す症と雖も未だ著しき
害を與ふるに足らず以て未だ大に保護の弊害を表示し人心をして之を嫌厭せしむるに至らず
却て實際に於ては前述の如く物價騰貴の害あるにも拘はらず合衆國の富源驚くべきの發達を
爲せし以て恰も其發達進歩は保護に原因すと爲すもの少からず是れ尙ほ壯者は不攝生を以
て發達成長の原因と爲し攝生を以て衰弱の原因と爲すが如し實に憐むべきの誤謬と云ふ可し
蓋し的面に害を與へずと雖も壯者の不攝生は害は即ち害なり後年に及びて其害を示すは數の
免ること能にざる所にして又往々實地に目撲する所なり豈慎まざる可んや、米國の如きに瓶
羊の冬樹未だ春花の錦花を披くに到らざるなり然れども人口既に一億に満たんとし耕作の限
界漸やく將に降らんとす然れども北米合衆國に於ては之を歐洲諸國に比し農利尙ほ厚く幾か
に第二等地に降らんとするの情況にありて營業所得の歩合從て高く他業に於ても同率を得る

の必要ありて織物業に就て之を見るとに甚國に比し左の如き差違を示 近時多少の變動あるも
同國に於て保護政策の廢止を見るは尙ほ多數の歲月を見るを要すべし即ち西暦千九百七年米
國に於ける下級帆布より上等天幕布に至る百種の綿布價格は百中三十五品の製造所賣出價格
は英國より低廉にして更紗類二十五品は英國より低廉なるを示し十三品は英國の製造費不明に
して之を明にすることを得ざりしも小賣價格は米國の方盡く高價を示せり是れ前記專利に均
需す。を要すると小賣市場に慣習價格なる者ありて容易に動かす可らず生產費の増減は聲の
響に應するが如くなる能はず著しき變動あるときは之を上級若くは下級に移すの慣例あるに
山る而して級は概ね「ヤード」(三尺一分七厘餘)十仙十二仙十九仙二十五仙三十仙にして時
に二十九仙なる間級を置くを通例とす今便宜の爲西暦千九百七年に於ける英米兩國に於ける
製造所賣出價格等を比較すれば左の如し。(單位一ヤード及仙)

米 英

品	目(イ)	製造所賣出價格(ロ)	卸より小賣(ハ)	小賣より消費者(イ)	(ロ)	(ハ)
本被絞形密織絹布	六、七五	—	一〇、〇〇	七、〇〇	—	一〇、〇〇
木 織 物	印 度	七、二五	九、五〇	一一、五〇	六、二五	一一、〇〇

絞 裹 形 窓	一〇、五〇	一二、五〇	一一九、〇〇〇	一〇、〇〇	一五、〇〇
本位練絹毛交織	一四、五〇	—	二二九、〇〇〇〇〇	一二、五〇	一七、二五
間白 布 物 小	一八、五〇	—	二二五、〇〇〇〇〇	一五、二五	三二、〇〇
		—	三三五、〇〇〇〇〇	一五、二五	—

由之觀之兩國間に於て製造賣出價格に於ては互に優劣あるも小賣相場は米の方殆ど盡く高位を示し而して両者の間隔は盡く米國に於て大なり鑑みんばある可らざるなり。

第十四目 外國貿易には多少の檢束を要す

自由貿易黨は各自の利益は各自之を知る敢て他の獎勵干涉を要せずとの説を固執し一切外國貿易上の抑制と解き全く之を各自の便宜に任せ自在に外國貿易を營ましめんとす、是れ一理なきに非ず大に玩味す可きものなりと雖、其基礎とする所の各自の利益云々の説も萬世を通じて必ず常に然りとするを得ず世の變遷に當り國民尙ほ新に利益の道に入るの見聞なく既に之に入るも未だ之に歩するの術を知らざることなきを得ず、此の如き場合に於ては一臂の力を假し彼等誘導を試みること又何の不可かあらん啻に不可なきのみならず或は富源の發達を促し全局の健康を保ち圓滑の發達を見るを得ることなしとせず元來百般事業の中其一部は遙々他部に越えて進歩すと雖も他部を棄てゝ獨歩すること能はず他部の之に隨伴するを待つ

者なきを保し難し勿論此の如き場合に於ては後れたる部分は特に其必需を増加すべきを以て自然急劇の進歩を示すべしと雖も人爲の之を促すものあれば其權衡を得ること更に速なるを得るや論を俟たず又自由貿易家中稅關の設置は便宜の港灣に於て貿易を爲すを妨げ大に外國貿易の發達を障害す故に關稅は宜く之を廢止すべしと論する者ありと雖も關稅を廢止すれば之に相當する内地稅を増加せざるを得ず是れ外國品を保護して内國の生産者を苦むるものなり元來稅關は巨萬の物品港場に輻輳するを待ちて之を徵收するものなれば内地稅の如く產地に就きて徵收するを要せず頗る便利のものとす、彼歐洲各國の珈琲、椰子等に於けるが如く内地に產せずして而かも需用廣き物は最も便利なる課稅品なり、豈に此の如きの良稅を廢しあらば之と同種の輸入品に課稅せざるを得ず、關稅は決して之を廢止することを得ざるなり又武器、彈藥、危險物、劇藥等の如き政治上、兵事上其輸入に多少の監督を加へざるを得ざる者少しそせず、全く之を放任するも能く全局の面目を失はざれば即ち可なり、然れども時勢の變遷と不測の時變とに由り部局の關係其宜きを失ひ全局の權衡其平を得ざることあれば少しく人爲を加へ權衡を保持せしむるは決して失當の業に非ざるなり、路龍の針解虎の錫妙

用無盡たり豈に徒らに心を雲漢に焦せん哉、金環鳴て歴々たり一振の効亦大らずとせず虚らずんばある可らざるなり。

改増版 経済大意 終

大正九年四月廿三日訂正増補第拾參版印刷

大正九年四月廿七日訂正増補第拾參版發行

經濟大意與附
正價壹圓五拾錢

著者 田尻稻次郎

東京市神田區今川小路二丁目八番地
發行者 櫻井義

東京市本郷區本郷六丁目二番地
印刷者 石田嘉

印刷所 文信一

社

澤漢禁
所權著作

發行所 電話九段一四四〇私
立專修大學

東京市神田區今川小路二丁目八番地

79

208-

終